職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

令和2年11月

広島県人事委員会

はじめに

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関であり、任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で、人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの地方公務員法に定められた役割を担っている。

このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度である。

このため、本委員会は、民間事業の従事者の給与や、本県職員の勤務条件、国 及び他の地方公共団体の職員の勤務条件、その他社会情勢について調査、研究を 行い、その成果を踏まえ、職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告 を行うものである。



広島県議会議長 中本隆志 様 広島県知事 湯崎英彦様

> 広島県人事委員会 委員長 加藤 誠

職員の給与等について

地方公務員法第8条,第14条及び第26条の規定に基づき,一般職の職員の給与について別紙1のとおり報告し、あわせて、給与の改定について別紙2のとおり勧告するとともに、人事行政における当面の諸課題について別紙3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のために所要の措置を講じられるとともに、報告の中で触れた諸課題について、解決に向けた取組を進められることを希望します。

目 次

(別	紙	1)
(/),	1/12/4	1	1

職員の給与に関する報告 ・・・・・・・・・・・・・・ 給与	報告	1
1 職員の給与等		1
(1) 職員数及び職員構成		1
(2) 平均年齢,年齢階層別職員構成及び平均経験年数		2
(3) 学歴別職員構成		3
(4) 平均給与月額		4
2 民間給与の状況		4
(1) 職種別民間給与実態調査		
(2) 給与改定等の状況		5
(3) 初任給の状況		6
3 職員給与と民間給与との比較		6
(1) 月例給 ······		_
(2) 特別給		7
4 職員給与と国家公務員給与との比較		8
5 物価及び生計費		8
6 人事院の給与勧告等		8
7 結び		9
(1) 令和2年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定 …		9
(2) 給与制度をめぐる諸課題		10
(3) 給与勧告実施の要請		10

(別紙2)	
勧 告	… 勧告 1
(別紙3)	
(車却生 1
1 人材の確保・育成等 ····································	
(1) 多様で有為な人材の確保	_
(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進	
(3) 人材育成	
(4) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり	2
(5) 会計年度任用職員制度の運用	
2 働き方改革と勤務環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 時間外勤務の縮減等	4
(2) 両立支援の取組の推進	6
3 職員の健康管理等	7
(1) 職員の健康管理	7
(2) ハラスメントの防止	8
(3) 長距離・長時間通勤の解消	8
4 高齢層職員の能力及び経験の活用	8
5 不祥事防止に向けた取組の徹底 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(別添資料)	
人事院の給与勧告等の概要	
給与勧告の骨子 ····································	
公務員人事管理に関する報告の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
報告の骨子	3

職員の給与に関する報告

職員の給与に関する報告

本人事委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、月例給と特別給等の2回に分け、民間事業所における給与等の調査を実施するとともに、本県職員の給与の実態や生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査を実施し、検討を行ったので、その結果を報告する。

1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員 (市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に 規定する職員を含み、再任用職員等を除く。以下同じ。)の給与等の状況 は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公 安職、教育職、研究職及び医療職の5種8給料表の適用を受けている。

(1) 職員数及び職員構成

第1表のとおり、職員の総数は23,387人で、昨年に比べ3人増加しており、給料表別の職員構成比は、教育職が全体の51.0%を占め、以下、行政職24.8%、公安職21.9%、医療職1.1%、研究職1.1%となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第1表 給料表別職員数及び構成比

(単位:人)

区分		職員数		令和2年
給料表	令和2年4月	平成31年4月	増減	職員構成比
全 給 料 表	23, 387	23, 384	+ 3	100.0%
行 政 職 給 料 表	5, 808	5, 741	+ 67	24.8%
公安職給料表	5, 130	5, 143	△ 13	21.9%
教育職給料表口(中)	4, 039	4, 098	△ 59	51.0%
教育職給料表回(4)	7, 878	7, 868	+ 10	51.0%
研究職給料表	265	263	+ 2	1.1%
医療職給料表	45	42	+ 3	
医療職給料表口	147	155	△ 8	1.1%
医療職給料表回	75	74	+ 1	

- (注)1 各年の4月1日現在の人事統計調査による(以下,第6表までについて同じ。)。
 - 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある (以下の各表において同じ。)。

(2) 平均年齢, 年齢階層別職員構成及び平均経験年数

職員の平均年齢は、第2表のとおり、41.1歳である。これを給料表別にみると、平均年齢が最も高いのは研究職給料表の適用者(研究員等)で43.7歳、最も低いのは公安職給料表の適用者(警察官)で38.2歳となっている。

なお、職員数を5歳幅の年齢階層別でみると、第3表のとおり、55歳以上の年齢階層が最も多く、各年齢階層の構成比を昨年と比べると、39歳以下の各年齢階層が増加している。

また、職員の平均経験年数は、第4表のとおり、19.3年である。これを給料表別にみると、平均経験年数が最も長いのは行政職給料表の適用者で21.4年、最も短いのは医療職給料表(一の適用者(医師等)で16.4年となっている。 【説明資料 第1表参照】

■第2表 給料表別平均年齢

(単位:歳)

区分		平 均 年 齢	
給料表	令和2年4月	平成31年4月	増減
全 給 料 表	41. 1	41. 5	△0.4
行 政 職 給 料 表	43. 0	43. 5	△0.5
公安職給料表	38. 2	38. 1	+0.1
教育職給料表口(1)	43.6	43. 9	△0.3
教育職給料表回(4)	40. 4	41. 1	△0. 7
研 究 職 給 料 表	43. 7	43. 5	+0.2
医療職給料表一	39. 9	39. 7	+0.2
医療職給料表口	41. 9	41. 9	0.0
医療職給料表回	39. 5	42.0	$\triangle 2.5$

■第3表 年齢階層別職員構成比

(単位:%)

年 齢 階 層	18~ 24歳	25~ 29歳	30~ 34歳	35~ 39歳	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳	55歳 以上
令和2年4月	8.3	13. 3	13. 0	10. 9	10. 7	12.8	13. 7	17. 3
平成31年4月	8. 1	12.6	12.6	10. 7	10. 9	12.8	14. 7	17. 7
増減	+0.2	+0.7	+0.4	+0.2	△0.2	0.0	△1.0	△0. 4
参 考 平成22年4月	4. 2	8. 0	9. 1	11. 7	12. 6	18. 2	21. 7	14. 5

■第4表 給料表別平均経験年数

(単位:年)

区分	並	均 経 験 年	数
給料表	令和2年4月	平成31年4月	増減
全 給 料 表	19. 3	19. 7	△0.4
行 政 職 給 料 表	21. 4	22. 0	△0.6
公安職給料表	17.8	17. 6	+0.2
教育職給料表口(口)	21. 1	21. 4	△0.3
教育職給料表回(4)	17. 9	18.6	△0.7
研 究 職 給 料 表	21.0	20.8	+0.2
医療職給料表一	16. 4	16. 2	+0.2
医療職給料表口	17. 7	17. 7	0.0
医療職給料表回	17.0	19.8	△2.8

(3) 学歴別職員構成

職員の学歴別構成は,第5表のとおり,大学卒が81.4%と最も多く,次いで高校卒12.9%,短大卒5.7%,中学卒0.0%の順となっている。

学歴別構成比を昨年と比べると、大学卒が0.6ポイント増加し、短大卒及び高校卒は減少している。 【説明資料 第2表参照】

■第5表 給料表別学歴別職員構成比

(単位:%)

区分	大	学 卒	短 ナ	マ 卒	高を	交 卒	中当	女 卒
給料表		増減		増減		増減		増減
全 給 料 表	81.4	+0.6	5. 7	△0.4	12. 9	△0.2	0.0	0.0
行 政 職 給 料 表	68. 5	+1.3	9.8	△0.5	21.7	△0. 7	0.0	0.0
公安職給料表	62. 3	+0.2	3. 9	+0.1	33.8	△0.3	0.0	0.0
教育職給料表口(n)	96.0	+0.3	3.4	△0.3	0.5	△0.1		
教育職給料表回(化)	94.8	+0.7	5.2	△0.7	0.0	0.0	_	_
研究職給料表	99.6	0.0	_	_	0.4	0.0	_	
医療職給料表	100.0	0.0	_	_	_	_	_	_
医療職給料表口	93. 9	+1.0	6. 1	△1.0	_	_	_	_
医療職給料表回	96. 0	+0.1	4.0	△0.1	_	_	_	_

(注) 「増減」は平成31年4月からの増減である。

(4) 平均給与月額

職員の本年4月における平均給与月額は、第6表のとおり、389、065円で、これを給料表別にみると、最も高いのは医療職給料表(一の適用者で819、484円、最も低いのは医療職給料表(三の適用者(保健師、看護師等)で337、954円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では0.5%(1、869円)減少しており、これを給料表別にみると、減少率が最も高いのは医療職給料表(三の適用者となっている。

【説明資料 第3表参照】

■第6表 職員1人当たりの平均給与月額

(単位:円)

- N - S - N - N - N - N - N - N - N - N						
区分	平均給与月額					
給料表	令和2年4月	平成31年4月	増減額	増減率		
全 給 料 表	389, 065	390, 934	△ 1,869	△0.5%		
行 政 職 給 料 表	377, 389	382, 371	△ 4, 982	△1.3%		
公安職給料表	367, 748	364, 416	+ 3,332	+0.9%		
教育職給料表口(p)	422, 572	424, 197	△ 1,625	△0.4%		
教育職給料表(三(4)	392, 238	395, 307	△ 3,069	△0.8%		
研究職給料表	406, 452	405, 051	+ 1,401	+0.3%		
医療職給料表	819, 484	822, 430	△ 2,946	△0.4%		
医療職給料表口	366, 528	365, 412	+ 1,116	+0.3%		
医療職給料表回	337, 954	349, 598	△11, 644	△3.3%		

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本人事委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,236の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法(調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないよう、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選び出す抽出方法)によって抽出した347事業所について、令和

2年職種別民間給与実態調査(以下「民間給与実態調査」という。)を実施することとした。

なお、本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、医療現場の厳しい環境に鑑みて病院を調査対象から除外するとともに、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施し、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で行い、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種約12,000人及び研究員、教員等の32職種約400人について、各民間企業における本年4月分として支払われた給与月額及び給与改定の状況等を詳細に調査した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動に大きな影響が生じている中での調査となったが、民間事業所からの格段の理解と協力を得て、特別給等に関する調査の完了率は83.1%、月例給に関する調査の完了率は82.3%となっており、調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。 【説明資料 第13表,第14表参照】

(2) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第7表及び第8表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は30.8%(昨年36.3%)であり、昨年に比べ5.5ポイント減少している。また、定期昇給を実施した事業所の割合は89.9%(同95.1%)であり、昨年に比べ5.2ポイント減少している。

■第7表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

~ 役職段階	区分	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
<i>IS</i> . =	令和2年調査	30.8	11. 6	1. 4	56. 1
係員	平成31年調査	36. 3	8. 7	0.0	55. 0
細巨如	令和2年調査	23. 6	11. 5	1. 1	63.8
課長級	平成31年調査	27. 3	12. 2	0. 0	60.6

⁽注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除い て集計したものである。

■第8表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

	_	区 分	. [. 118 17 74	ILE E	/ A 1.1 .				. I. Un El /A
			定期昇給 制度あり	あり 昨年レ比較して見鈴類が 正期弁結		定期昇給	定期昇給 制度なし		
役職	战段階	Ł .	11/20/		増額	減額	変化なし	中止	141/2C 5
H.	п	令和2年調査	92. 2	89. 9	20. 5	21.8	47. 7	2.3	7.8
係	員	平成31年調査	96. 2	95. 1	17.8	7. 2	70. 0	1.2	3.8
	· √eπ	令和2年調査	82. 2	79. 5	15. 0	17. 2	47. 3	2.7	17. 9
課長	:浟	平成31年調査	86. 7	85. 7	14. 9	5.8	65. 0	1.0	13. 3

⁽注) 定期昇給の有無が不明,定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離 することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 初任給の状況

民間における初任給の改定状況は,第9表のとおりであり,新規学卒者の採用を行った事業所の割合は,大学卒で30.5%(昨年43.9%),高校卒で17.6%(同23.3%)となっている。そのうち,初任給について,増額した事業所の割合は大学卒で40.8%(同45.4%),高校卒で35.8%(同51.5%)であり,それぞれ昨年に比べ大学卒は4.6ポイント,高校卒は15.7ポイント減少している。一方,据え置いた事業所の割合は大学卒で56.6%(同54.6%),高校卒で61.7%(同48.5%)であり,それぞれ昨年に比べ大学卒は2.0ポイント,高校卒は13.2ポイント増加している。

【説明資料 第15表, 第16表参照】

■第9表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

	区 分					
		採用あり	採用あり 初任給の改定状況			採用なし
学 歴			増額	据置き	減額	
大学卒	令和2年調査	30. 5	(40.8)	(56. 6)	(2.6)	69. 5
	平成31年調査	43. 9	(45. 4)	(54. 6)	(0.0)	56. 1
高校卒	令和2年調査	17. 6	(35. 8)	(61. 7)	(2.5)	82. 4
	平成31年調査	23. 3	(51. 5)	(48. 5)	(0.0)	76. 7

⁽注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

人事統計調査及び民間給与実態調査の結果に基づき, 職員においては

^{2 ()} 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

行政職給料表の適用者,民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種の者について,主な給与決定要素である役職段階,学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月の給与額を対比させ,精密に比較したところ,第10表のとおり,職員給与が民間給与を1人当たり平均97円(0.03%)上回っている。

【説明資料 第3表, 第17表, 第18表参照】

■第10表 職員給与と民間給与との較差

民 間 給 与	職員給与	較差((A)-(B))
(A)	(B)	$\left(\begin{array}{c} \frac{\text{(A)-(B)}}{\text{(B)}} \times 100 \end{array}\right)$
385, 490 円	385, 587 円	△97円 (△0. 03%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額 を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したもので ある(ラスパイレス方式)。
 - 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
 - 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,808人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,514人(平均年齢43.9歳)である。

(2) 特別給

民間給与実態調査の結果によると,第11表のとおり,昨年8月から本年7月までの1年間において,民間事業所で支払われた賞与等の特別給は所定内給与月額の4.45月分に相当しており,職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数(4.50月)が民間事業所の特別給を0.05月分上回っている。 【説明資料 第19表参照】

■第11表 民間における特別給の支給状況

区		分	特別給の支給割合
下	半	期	2.23 月分
上	半	期	2.22 月分
年	間	計	4.45 月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の平成31年地方公務員給与実態調査によれば、平成31年4月1日における行政職俸給表一の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県のラスパイレス指数は100.1(平成30年100.4)であり、前年に比べ0.3ポイント減少している。

なお,地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は100.0 (同 100.2) であり,前年に比べ0.2ポイント減少している。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数(全国)は、昨年4月に比べ0.1%の増となっている。

また,同局の家計調査における本年4月の消費支出(二人以上の世帯・全国)は,昨年4月に比べ11.0%の減となっている。

次に、上記家計調査等を基礎として算定した本年4月の世帯人員別(2人世帯から4人世帯まで)の標準生計費は、第12表のとおりとなっている。

【説明資料 第25表, 第26表参照】

■第12表 標準生計費

	× - — н			
1 2	\ \		標準生計費	,
区	分	2人世帯	3人世帯	4人世帯
全	国	153, 040円	176, 230円	199, 420円
広 島	市	143, 324円	164, 300円	185, 269円

6 人事院の給与勧告等

人事院は、本年10月7日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「職員の給与に関する報告」を行い、給与の改定についての勧告を行った。

この中で、民間の特別給の支給状況を考慮して期末手当の支給月数を0.05 月引き下げることとされた。

あわせて、「公務員人事管理に関する報告」を行い、新型コロナウイルス

感染症に係る人事院の取組、人材の確保及び育成、勤務環境の整備並びに定 年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進について報告された。

また,人事院は,本年10月28日に,国会と内閣に対し,国家公務員の月例 給に係る報告を行い,民間給与との較差が極めて小さく,俸給表及び諸手当 の適切な改定を行うことが困難であることから,月例給の改定を行わないこ ととされた。

これらの概要については、別添資料のとおりである。

7 結び

(1) 令和2年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べた とおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容 等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置す べきものと考える。

ア 月例給

本年の職員給与が民間給与を97円上回っているものの,職員給与と民間給与との較差が小さく,給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから,本年は改定を行わないことが適当である。

イ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.50月)が民間事業所における賞与等の特別給(4.45月分)を上回っていることから、年間の支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月とする必要がある。

支給月数の引下げ分は、国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にして、期末手当から差し引くこととし、本年度については、3月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月分と12月分の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げる必要がある。

また,任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても,国家 公務員の改定に準じて改定する必要がある。

ウ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく特別給の改定については、職員の給与水準を引き下げる内容であるため、国家公務員の改定に準じて、本年4月に遡及することなく、この改定を実施するための条例の公布の日から実施することが適当である。なお、令和3年度以降の特別給の改定については、令和3年4月1日から実施することが適当である。

(2) 給与制度をめぐる諸課題

ア 高齢層職員の昇給制度の見直し等

国や多くの都道府県において実施されている55歳を超える職員の昇給 抑制措置については、これまで本県の実態等を踏まえて検討してきたと ころであるが、国において定年の引上げに伴う高齢層職員の給与水準等 の在り方に係る検討が予定されていることから、今後は、こうした国の 動向や本県の実態等を踏まえ、当該措置の導入も含めた職員の昇給制度 について、改めて検討していく必要がある。

イ 初任給調整手当

獣医師に対する初任給調整手当について、本県における獣医師の採用 状況や他の都道府県における給与水準を踏まえ、人材確保の観点から、 支給月額の限度額の引上げなど、所要の改定を行う必要がある。

(3) 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会 一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度 が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、その ために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるも のである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた特別 給の引下げを求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信

頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては,人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され,この勧告を実施されるよう要請する。

勧 告

勧 告

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置 をとることを勧告する。

1 令和2年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和26年広島県条例第22号)の改正 期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。
 - ア 令和3年3月期

期末手当の支給割合を0.3月分とすること。(再任用職員を除く。)

- イ 令和3年6月期以降
 - (ア) 特定幹部職員以外の職員(再任用職員を除く。) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とすること。
 - (イ) 特定幹部職員(再任用職員を除く。)
 - 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とすること。
- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年広島県条例第1号)の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

- ア 令和3年3月期 期末手当の支給割合を0.3月分とすること。
- イ 令和3年6月期以降
 - 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分と し、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とすること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年広島県条例第1号) の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和3年3月期 期末手当の支給割合を0.3月分とすること。

イ 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分とし、3月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とすること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(1)のイ、(2)のイ及び(3)のイについては、令和3年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、幅広い層から意欲のある人材の確保を進めてきた。全国的に公務員の人材確保が依然として厳しい状況にある中、令和2年度の大学卒業程度試験においては、行政(一般事務A)をはじめ全体として前年度を上回る受験者を確保することができ、これまでの取組による一定の成果も現れている。

一方で、過去数年の推移をみると、受験者数は全体として減少傾向にあり、また、一部の技術系職種については人材確保が困難な状況が続いている。今後の若年人口の減少の進展などを踏まえれば、本県の職員採用を取り巻く環境は引き続き厳しいものと想定される。

こうした状況下においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、試験制度の研究・改善を行うとともに、受験者が求める情報を各種の広報媒体を活用して分かりやすく届けるなど効果的な広報活動を行うことにより、多様で有為な人材の確保に取り組んでいくことが重要である。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止などの観点から、いわゆるオンライン説明会が増加しており、こうした変化にも対応して最適な広報活動を展開していく必要がある。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては,職員がその職務を遂行するに当たり発揮した 能力及び挙げた実績を把握した上で人事評価を行い,これを任用,給与, 分限その他の人事管理の基礎とすることとされている。

各任命権者においては、人事評価制度に関し、階層別研修を通じた効果的な目標設定方法の周知、評価者研修を通じた管理職員の評価スキルの向上、標準職務遂行能力の職員への理解浸透を図る取組など、制度の実効性を高めるための改善に努めているところである。

この制度を人事管理の基礎とし組織の総合力を高めていくためには、制度に対する職員の信頼を得つつ、円滑かつ効果的に運用していく必要があることから、各任命権者においては、引き続き、制度の運用状況を適切に検証しながら、客観的で透明性の高い人事管理を進めていくことが重要である。

(3) 人材育成

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中,本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには,限られた経営資源を最大限活用して,高度化・複雑化する行政課題等に対応できる多様な人材を育成するとともに,組織全体のパフォーマンスを向上していくことが求められる。

各任命権者においては、職員の意欲的な能力開発に結び付くOJT,課題解決に向けた知識・スキルを効果的に習得・定着させるOffーJT,他団体との人事交流等を通じ、採用から退職まで計画的な人材育成により個々の職員の能力を最大化させるとともに、職員の多様な能力や個性が生かされる組織風土の形成に取り組んでいる。

こうした取組を継続・拡充して人材育成の効果を高めていくとともに、 在宅勤務の増加など働き方の多様化にも対応した効果的なOJTやOff - JTを進めていくことが必要である。

(4) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展など、本県を取り巻く環境は日々変化し、県職員が向き合う行政課題は多様化・複雑化している。こうした変化に対応し、行政ニーズに応えていくためには、従来どおりの視

点や画一的な考え方ではなく、新しい視点や多様な考え方をもって、課題 解決に取り組んでいくことが求められる。

(女性の活躍の推進)

各任命権者においては、特定事業主行動計画を定めて取組を進めており、これまでに、女性登用などの面において一定の成果に結びついているところである。

知事部局,教育委員会等においては,令和2年度からの特定事業主行動計画を策定したところであり,新たに定めた目標の達成に向けて,今後も着実に取組を進めていくことが必要である。警察本部においては,今年度が現計画の最終年度である点も踏まえて,目標達成に向けて引き続き取組を進めるとともに,次期計画の策定に向けては,これまでの取組の効果検証を行った上で,実効性のある今後の取組を検討することが必要である。

(障害者雇用の推進)

障害のある人が自らの能力を発揮し、障害特性に応じて活躍できる社会を実現していくことが重要であり、障害者雇用を推進することは各任命権者の責務である。

令和2年度からは、新たに知的障害者、精神障害者を対象とした採用 選考試験を実施したところである。各任命権者においては、障害の状況 に応じた合理的配慮のあり方などについて個別に検討の上、障害者が、 職場においてその能力を十分に発揮できる環境を具体的に整えていく必 要がある。

(多様な働き方の選択)

育児,介護など,様々な事情を持つ職員が,それぞれの状況に応じた 最適な働き方を選択でき,異なる価値観や考え方が仕事に生かされる職 場環境づくりが必要であり,後述する働き方改革の取組も,今後ますま す重要となってくる。

性差、障害の有無、各々が抱える事情などはもとより、そもそも職員一

人一人の属性,背景,価値観や考え方は異なっている。この差異を組織内の多様性として互いに認め合い,生かしていくことで,組織全体のパフォーマンスを向上させ,多様化・複雑化する行政課題の解決に結び付けていくことが重要である。

(5) 会計年度任用職員制度の運用

各任命権者においては、昨年度までに、必要な規程等の整備を行い、本年4月から会計年度任用職員制度を導入した。これまでに相当数の職員が採用されているが、所要の採用手続や給与決定を行い、現在まで、円滑に制度導入が行われているところである。

今後もそれぞれの職の状況を適切に把握し、引き続き制度を安定的に運用していくことにより、効率的・効果的な行政サービスの提供に結び付けていくことが重要である。

2 働き方改革と勤務環境の整備

公務において、組織の活力を維持・向上させるためには、時間外勤務の縮減や両立支援の取組などの働き方改革を推進することにより、公務内の全ての職員が従来型の働き方に関する価値観などを改め、それぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍し、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要がある。

また,近時,新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として,官民を問わず,テレワークや時差出勤など柔軟な働き方が広がり始めていることから,本県においても,こうした状況を踏まえながら勤務環境の整備を進めていく必要がある。

(1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減については、職員の健康保持の観点からも優先的に 取り組んできた重要な課題であり、これまでも、経営戦略会議などを中 心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組 が推進されるとともに,予算関連業務の見直しなどの業務改善面での取 組も進められているところである。

令和元年度の時間外勤務は、7月豪雨の影響により増加した前年度 より各任命権者において減少したが、知事部局と教育委員会では、 前々年度の水準までには回復していない。

本県においては、昨年4月から時間外勤務の上限規制を導入し、一月の時間外勤務を、原則45時間、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に時間外勤務を命じる必要がある場合でも100時間未満、などとする上限を設定している。

大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員に対しては、上限を超えて時間外勤務を命じることができることとしているが、その場合には、任命権者は、その時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行い、本人事委員会に報告しなければならないこととしている。

令和元年度については、知事部局及び警察本部において特例業務の時間外勤務が行われ、各任命権者からその検証等の結果について報告を受けたところである。

今後,各任命権者において,検証等の結果を踏まえた特例業務に係る時間外勤務を回避するための適正な措置が講じられ,長時間勤務を 是正するための的確で実効性のある取組が推進されるよう,本人事委員会として必要な指導及び助言を行っていく。

特に、知事部局では、本年3月以降、新型コロナウイルス感染症対策の業務を担う職場で、時間外勤務が大幅に増加し、本年度においても多くの職員が特例業務に係る時間外勤務を行っている。こうした職場について、職員の心身両面の健康に適切に配慮するとともに、長時間勤務を常態化させないための方策を検討し、改善を図る必要がある。

イ また、本人事委員会は、教員の長時間労働が課題となっていることを 踏まえ、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めるこ とを求めているところである。 令和元年度における県立学校教員の長時間労働の状況については,前年度と比較して一定の改善はみられるものの,依然として多くの教員が長時間労働を行っている。

国においては、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の 上限に関するガイドライン」が法的根拠のある指針に格上げされたとこ ろである。

本県においても、国のこうした動きを踏まえ、「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部を改正し、教育委員会において、国の指針と同様に教育職員の時間外在校等時間の上限を原則、月45時間、年360時間とすることなどを定めた「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」を制定し、併せて、

「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定する とともに,「学校における働き方改革取組方針」を改定するなど,学校 における働き方改革に関する取組を進めているところである。

今後、より一層の教員の負担軽減につなげ心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進していくため、引き続き、教員の勤務実態を十分に把握した上で、上記取組が実効性のある勤務環境の改善につながるよう、長時間労働の解消に向けた学校における働き方改革を着実に進めていく必要がある。

ウ さらに、「仕事以外の生活の充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、民間労働法制を踏まえた年5日の確実な取得、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところである。今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(2) 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から, 育児や介護に責任を有する 職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要で あり、育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、 テレワークの利用促進など様々な取組を進めてきたところである。

知事部局及び教育委員会においては、前計画における課題を踏まえ、本年度から令和7年度末までを計画期間とする新たな計画が策定され、これに基づく取組が進められているところであり、計画に掲げる目標の達成に向け、取組を進めていく必要がある。

警察本部においては、現計画に掲げる目標を既に達成した項目もあるが、計画期間の満了が近づいている点も踏まえて、目標達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。また、次期計画の策定に向けては、現計画に基づく取組の効果検証を行った上で、より実効性のある取組を検討することが必要である。

また,不妊治療と仕事の両立については,本年5月,国が策定した「少子化社会対策大綱」において,国家公務員について不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図ることとされていることから,本県においても国や他の都道府県の状況を注視しつつ,取組を進めていく必要がある。

3 職員の健康管理等

(1) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや 専門職員の配置など、各任命権者において様々な取組を推進しているとこ ろであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、休職者の数や割合は、依 然として高い水準にある。とりわけ、精神疾患については、再発するケー スが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観 点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また,ストレスチェック制度については,各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう,制度趣旨を職員に十分周知するとともに,集

団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

(2) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を 及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、これまで相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んできたところであるが、本年6月には、パワー・ハラスメント防止対策の法制化を踏まえ、パワー・ハラスメントの防止に係る要綱の整備等を行い、パワー・ハラスメントの禁止、管理監督者の責務、研修等の実施等について規定するとともに、「懲戒処分の指針」の改正などを行ったところであり、こうした対策も踏まえ、引き続き、ハラスメントのない職場環境づくりに努め、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

(3) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務 運営の観点から、各任命権者において解消に向けた様々な取組が行われて きており、近年は概ね横ばい傾向となっている。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、より一層、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて取り組む必要がある。

4 高齢層職員の能力及び経験の活用

地方公務員の定年の引上げに関して、地方公務員法改正案は国会において継続審議とされており、廃案となった国家公務員法等改正案を含め、今後の国の動向を注視していく必要がある。

法案に示されている役職定年制や定年前再任用短時間勤務制など,新た

に導入される制度をはじめ、定年の引上げに伴う諸課題については、改正 法が成立した場合に適切に対応することができるよう検討を行うなど、所 要の準備を進めていく必要がある。

また,再任用制度に関しては,年金支給開始年齢の段階的な引上げなどに伴い,定年の引上げが完了するまでの間,今後もフルタイム任用の拡大を含め再任用職員の増加が想定されることから,各任命権者においては,意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し,その能力や経験が最大限発揮されるよう環境整備に努めていく必要がある。

5 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で,多くの職員は,県職員としての使命を果たすべく,真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として職員による重大な非違行為が発生しており、 このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺る がすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、規範意識の確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案毎に原因分析を行い、その結果に基づき、不 祥事防止に向けた取組を続けていくことが重要である。

また,職員においては,一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚 し,法令遵守はもとより,高い倫理観のもと,県民の信頼と負託に応えて いくことが必要である。

人事院の給与勧告等の概要

給与勧告の骨子

〇 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ(△0.05月分)

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。 その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇 用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めること が最も合理的

Ⅱ ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施(完了率80.3%)

なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務 の年間の支給月数を比較

O 民間の支給割合 4.46月 (公務の支給月数 4.50月)

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30 月(支給済み)	1.25 月(現行1.30月)
	勤勉手当	0.95 月(支給済み)	0.95 月 (改定なし)
3年度	期末手当	1. 275月	1. 275月
以降	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定 行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〔対前年 \triangle 2,255円、 \triangle 0.2歳〕

公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の 確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働き かけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員 も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう 措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。 人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就 職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係 各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員 のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要 柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラの防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント 相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための 措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

報告の骨子

〇 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査(完了率80.2%)

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、 学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

[行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳]

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難である ことから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定(令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

説 明 資 料

目 次

1	職員給与関係資料	1
1		1

令和2年	人事統計調査の概要	1
第1表	職員の給料表別人員,平均年齢及び平均経験年数	2
その1	給料表別人員,平均年齢及び平均経験年数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
その2	給料表別,級別平均年齢	2
その3	給料表別,年齡別人員分布 ·····	3
その4	給料表別,級別,年齡別人員分布	4
1	行政職給料表	4
2	公安職給料表	5
3	教育職給料表(二)(r) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
4	教育職給料表(三)(イ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	研究職給料表	8
6	医療職給料表(一) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
7	医療職給料表口	10
8	医療職給料表(三)	11
その5	給料表別,級別平均経験年数	12
第2表		12
第3表	職員の給与額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
その1	職員1人当たりの給与種目別平均給与月額	13
その2	行政職給料表の経験年数別,学歴別人員及び平均給料月額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第4表	職員の扶養手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第5表	職員の地域手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第6表	職員の住居手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第7表	職員の管理職手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第8表	職員の単身赴任手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第9表	職員の通勤手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
第10表	給料表別,級別,号給別人員分布 ·····	20
その1	行政職給料表	20
その2	公安職給料表	22
その3	教育職給料表(二)(ロ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
その4	教育職給料表(三)(イ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
その5	研究職給料表	28
その6	医療職給料表() · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	30
その7	医療職給料表口	32
その8	医療職給料表臼	34
第11表	特定任期付職員給料表の号給別人員分布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
第12表	再任用職員の給料表別,級別,年齢別人員分布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
その1	フルタイム勤務職員	36
その2	短時間勤務職員	36

2 民間給与関係資料

	令和2年	-職種別民間給与実態調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	第13表	企業規模別調查事業所数(特別給等調查関係)	38
	その1	産業別,企業規模別調査事業所数	38
	その2	地域別,企業規模別調査事業所数	38
	第14表	企業規模別調査事業所数(月例給調査関係)	39
	その1	産業別,企業規模別調査事業所数	39
	その2	地域別,企業規模別調査事業所数	39
	第15表	職種別,学歴別,企業規模別初任給 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40
	第16表	民間における初任給の改定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	第17表	企業規模別,職種別,学歴別給与額等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42
	その1	給与比較の対象職種 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	1	企業規模計	42
	2	企業規模500人以上	44
	3	企業規模100人以上500人未満	46
	4	企業規模100人未満 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	48
	その2		50
	その3	再雇用者	51
	第18表	職種に対応する級(行政職給料表) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	第19表	民間における特別給の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	第20表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	第21表	民間における家族手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	第22表	民間における定年制の状況	55
	第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした	
		給与減額の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	第24表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している	
		事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
3		及び労働経済関係資料	
		4月の標準生計費算定方法の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第25表	広島市における費目別,世帯人員別標準生計費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	第26表	労働経済指標	57

1 職員給与関係資料

令和2年人事統計調査の概要

1 目的と時期

職員の給与を検討するため、令和2年4月1日現在における職員給与等の実態を調査したものである。

2 対象者

「職員の給与に関する条例」,「市町立学校職員の給与,勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用者等

(給料表別の主な職種等)

・行政職給料表 : 他の給料表の適用を受けない全ての職員

·公安職給料表 : 警察官

・教育職給料表口(ロ) : 高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務し、教育に

係る業務に従事する職員

・教育職給料表(三)(4) : 中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員

・研究職給料表 : 試験場, 研究所等に勤務し, 試験研究又は調査研究業務に従

事する職員

・医療職給料表(一):病院等に勤務する医師及び歯科医師

・医療職給料表口 : 保健所, 家畜保健衛生所等に勤務する獣医師等

・医療職給料表(三) : 保健所等に勤務する保健師等

3 調査事項

(1) 職員の年齢,学歴等に関する事項 年齢,学歴,性別,経験年数等

(2) 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当等

4 集計結果の概要

第1表から第12表のとおり

※第1表から第10表までは、再任用職員、特定任期付職員等は含まれない。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入,職員1人当たりの平均値は小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員, 平均年齢及び平均経験年数

その1 給料表別人員, 平均年齢及び平均経験年数

区 分給料表	適 用 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	平 均 経験年数 (年)
全 給 料 表	23,387	41.1	19.3
行 政 職 給 料 表	5,808	43.0	21.4
公安職給料表	5,130	38.2	17.8
教育職給料表口(口)	4,039	43.6	21.1
教育職給料表(三(イ)	7,878	40.4	17.9
研究職給料表	265	43.7	21.0
医療職給料表	45	39.9	16.4
医療職給料表口	147	41.9	17.7
医療職給料表包	75	39.5	17.0

その2 給料表別,級別平均年齢

級給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行 政 職 給 料 表	43.0	27.3	34.4		48.2	53.9	54.5	55.6	55.0		
公 安 職 給 料 表	38.2	22.0	27.1		33.1	41.1	48.8	53.0	51.4	55.9	56.6
教育職給料表口(口)	43.6	44.0	42.6	52.3	55.2	57.0					
教育職給料表(三(イ)	40.4	_	38.3	50.9	52.6	56.5					
研究職給料表	43.7		29.4		46.9	53.6	56.6				
医療職給料表	39.9	27.7	32.9		44.0	57.5					
医療職給料表口	41.9	28.2	33.4		47.6	54.0	57.5				
医療職給料表包	39.5	25.8	33.8		52.0	55.9	_				

その3 給料表別,年齢別人員分布

給料表	全給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職 給料表 口()	教育職給料表(三(イ)	研究職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職 給料表
年齢				(() () /	加州工	\ /	\rightarrow	<i>\</i> →/
18	62 50	35	27						
19 20	50 70	19 29	31		1				
20	85	36	49		1				
22	537	115	104	44	269	2		1	2
23	569	113	115	58	275	3		1	4
24	574	134	103	68	258	3	1	1	6
25	688	126	136	87	329	3	1	2	4
26	572	113	112	94	231	10	3	6	3
27	633	127	135	101	263	1	2	3	1
28	624	112	138	117	244	5	3	2	3
29	599	79	149	113	237	9	1	6	5
30 31	598 652	113 103	117 192	103 117	250 221	5 8	2	4 5	4 2
31	644	103	163	117	221	8	4 2	7	2
33	595	92	181	97	215	5	۷	4	1
34	540	86	172	85	184	3	3	7	
35	539	73	187	84	184	7	1	2	1
36	550	78	212	92	159	5		2	2
37	522	95	196	71	153	5		2	
38	478	75	207	58	132	2	1	3	
39	460	98	182	61	116	1		2	
40	498	108	185	72	126	2	2	3	
41	481	115	178	69	108	6	_	5	
42	505	143	182	54 76	113	9	1	3	
43 44	479 533	130 170	140 121	76 89	119 143	8	1	5	2
45	573	187	146	100	126	10	1	3	۷
46	629	250	119	82	158	10	1	9	1
47	625	251	114	87	158	11	1	2	1
48	598	223	89	95	173	10	3	4	1
49	564	206	74	95	165	11	1	9	3
50	580	207	66	96	193	11		5	2
51	633	239	68	92	210	16		5	3
52	672	260	71	120	208	9		1	3
53	628	208	67	121	212	15		2	3
54	699	199	68	182	235	9	1	3	2
55 56	811	191	92	211	292	12	1	10	2
56 57	819 781	203 181	105 76	197 219	294 286	13 12	2 2	3 4	2
57 58	779	168	109	196	297	2	1	4	2
59以上	859	195	112	219	319	1	3	3	7
計	23, 387	5, 808	5, 130	4, 039	7, 878	265	45	147	75

その4 給料表別,級別,年齢別人員分布

1 行政職給料表

年齢 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
18	35							35
19	19							19
20	29							29
21	36							36
22	115							115
23	113							113
24	134							134
25	126							126
26	113							113
27	127							127
28	112							112
29	47	32						79
30	24	89						113
31	11	91			1			103
32	11	112						123
33	5	87						92
34	9	77						86
35	4	69						73
36	7	68	3					78
37	7	76	12					95
38	3	60	12					75
39	8	12	77		1			98
40	9	6	93					108
41	5	9	100			1		115
42	6	8	128				1	143
43	6	4	119		1			130
44	3	5	161			1		170
45	6	1	174	6				187
46	7	3	225	12	3			250
47	3	3	229	12	3	1		251
48	3	1	184	26	8	1		223
49	1	5	165	30	5			206
50	4	2	146	41	12	2		207
51	3		167	63	6			239
52	4	5	166	66	18		1	260
53	4		109	64	27	4		208
54	1		101	64	25	6	2	199
55	2	1	89	66	26	5	2	191
56	2		86	73	25	17		203
57	2	2	70	67	23	14	3	181
58		1	55	67	30	11	4	168
59以上	25	2	71	61	28	8		195
計	1, 191	831	2,742	718	242	71	13	5, 808

2 公安職給料表

2 公安 級	職給料表									1
年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
18	27									27
19	31									31
20	40									40
21	49									49
22	104									104
23	115									115
24	30	72	1							103
25	9	121	6							136
26	5	97	10							112
27	1	121	13							135
28	5	109	24							138
29	2	113	32	1			1			149
30	3	54	58	2						117
31	1	18	167	6						192
32	1	5	151	6						163
33		3	157	21						181
34		3	138	31						172
35			97	89	1					187
36		1	84	127						212
37			64	131	1					196
38			47	157	3					207
39			19	156	7					182
40			4	158	19	4				185
41			2	141	34	1				178
42				122	49	7	3	1		182
43				72	53	7	8			140
44				63	37	7	14			121
45				65	57	11	13			146
46				49	52	3	15			119
47				38	59	4	13			114
48				28	41	5	15			89
49				17	40	7	10			74
50				20	23	15	8			66
51				20	23	13	12			68
52				21	24	9	14	2	1	71
53				17	24	8	12	5	1	67
54				13	24	13	10	5	3	68
55				14	30	19	19	6	4	92
56				13	41	31	14	2	4	105
57				4	34	20	12	1	5	76
58				9	36	30	23	7	4	109
59				9	40	28	17	11	7	112
計	423	717	1, 074	1,620	752	242	233	40	29	5, 130

3 教育職給料表(二)(巾)

3 教育暗級	我給料表(二)(n)					I
年齢	1級	2級	特2級	3級	4級	計
20						
21						
22		44				44
23		58				58
24		68				68
25		87				87
26		94				94
27		101				101
28		117				117
29		113				113
30		103				103
31		117				117
32		117				117
33		97				97
34		85				85
35		84				84
36		92				92
37		70	1			71
38		58				58
39		59	2			61
40		72				72
41		69				69
42		52	2			54
43		75	1			76
44	1	84	4			89
45		97	3			100
46		82				82
47		85	2			87
48		93	2			95
49		89	5	1		95
50		87	5	4		96
51		81	5	6		92
52		99	9	11	1	120
53		104	6	11		121
54		150	11	18	3	182
55		158	15	26	12	211
56		158	5	18	16	197
57		175	8	15	21	219
58		157	6	12	21	196
59		182	4	16	17	219
計	1	3, 713	96	138	91	4, 039

4 教育職給料表回(4)

4 教育職	裁給料表(三)(イ)				•	1
年齢 級	1級	2級	特2級	3級	4級	計
20		1				1
21						
22		269				269
23		275				275
24		258				258
25		329				329
26		231				231
27		263				263
28		244				244
29		237				237
30		250				250
31		221				221
32		222				222
33		215				215
34		184				184
35		184				184
36		159				159
37		153				153
38		132				132
39		116				116
40		125		1		126
41		107		1		108
42		110	2	1		113
43		116		3		119
44		136		7		143
45		111	1	13	1	126
46		148	2	8		158
47		145	3	10		158
48		140	10	22	1	173
49		122	8	34	1	165
50		143	8	37	5	193
51		150	6	48	6	210
52		148	2	46	12	208
53		139	7	51	15	212
54		151	4	47	33	235
55		184	1	56	51	292
56		190	2	39	63	294
57		185	3	21	77	286
58		172	4	32	89	297
59		205	1	25	88	319
計	0	6,870	64	502	442	7, 878

5 研究職給料表

5 研究聯 級 年齢	1 級	2級	3級	4級	5級	計
22		2				2
23		3				3
24		3				3
25		3				3
26		10				10
27		1				1
28		5				5
29		9				9
30		5				5
31		8				8
32		8				8
33		5				5
34		3				3
35		3	4			7
36		1	4			5
37		1	4			5
38			2			2
39			1			1
40			2			2
41		1	5			6
42			9			9
43			8			8
44			3			3
45			10			10
46			9	1		10
47			11			11
48			7	3		10
49			10	1		11
50			8	3		11
51			11	5		16
52			7	2		9
53			7	7	1	15
54			3	6		9
55			4	8		12
56			5	7	1	13
57			3	8	1	12
58				1	1	2
59					1	1
計	0	71	137	52	5	265

6 医療職給料表(一)

6 医療職約 級	合料表(一)				
年齢	1 級	2級	3級	4級	計
24	1				1
25	1				1
26	3				3
27	2				2
28	3				3
29	1				1
30	2				2
31	2	2			4
32		2			2
33					
34		3			3
35		1			1
36					
37					
38			1		1
39					
40			2		2
41					
42			1		1
43			1		1
44			1		1
45			1		1
46					
47			1		1
48			2	1	3
49			1		1
50					
51					
52					
53					
54				1	1
55				1	1
56				2	2
57				2	2
58				1	1
59					
60					
61				1	1
62					
63					
64					
65以上				2	2
計	15	8	11	11	45

7 医療職給料表门

7 医療職	战給料表(二)					
年齢 級	1級	2級	3級	4級	5級	計
20						
21						
22	1					1
23	1					1
24	1					1
25	2					2
26	6					6
27	3					3
28	2					2
29	4	2				6
30	2	2				4
31	1	4				5
32	2	5				7
33		4				4
34		7				7
35		2				2
36		2				2
37		2				2
38		3				3
39	1		1			2
40	1		2			3
41			5			5
42			3			3
43			5			5
44			4			4
45			3			3
46			9			9
47			2			2
48			4			4
49			8	1		9
50 51			3	2		5
51 52			5	•		5
52 53			4	1		1
53 54			1	1		2
55			6	2		3
56			6	4	2	10 3
57			2	1 2	2	3 4
58			2	1	3	4
59			2	1	3 1	3
計	27	33	66	15	6	147
HI	41	00	00	10	U	111

8 医療職給料表(三)

8 医療職	战給料表(三)					
年齢 級	1級	2級	3級	4級	5級	計
20						
21						
22	2					2
23	4					4
24	6					6
25	4					4
26	3					3
27	1					1
28	3					3
29	4	1				5
30	1	3				4
31		2				2
32	1	1				2
33		1				1
34						
35		1				1
36		2				2
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44			2			2
45						
46			1			1
47			1			1
48			1			1
49			3			3
50			2			2
51			3			3
52		1		2		3
53			3			3
54			1	1		2
55			1	1		2
56				2		2
57			1			1
58				2		2
59			5	2		7
計	29	12	24	10	0	75

その5 給料表別,級別平均経験年数

級給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行 政 職 給 料 表	21.4	5.5	12.1		27.0	32.3	32.6	33.4	31.8		
公 安 職 給 料 表	17.8	3.6	8.5		12.6	19.8	27.8	32.2	30.7	34.7	36.4
教育職給料表口(口)	21.1	24.0	20.1	29.7	32.7	34.4					
教育職給料表(三(イ)	17.9		15.9	28.3	30.0	33.6					
研究職給料表	21.0		6.6		24.3	30.8	33.6				
医療職給料表	16.4	4.3	10.1		20.5	33.4					
医療職給料表口	17.7	3.1	9.4		23.5	30.5	34.5				
医療職給料表包	17.0	2.9	11.2		29.9	33.8					

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分		学歴別人員	員構成比		性別人員	員構成比
給料表	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全 給 料 表	81.4	5.7	12.9	0.0	59.7	40.3
行 政 職 給 料 表	68.5	9.8	21.7	0.0	64.4	35.6
公安職給料表	62.3	3.9	33.8	0.0	89.7	10.3
教育職給料表口(n)	96.0	3.4	0.5		54.1	45.9
教育職給料表(三(4)	94.8	5.2	0.0	_	39.8	60.2
研究職給料表	99.6	_	0.4	_	78.1	21.9
医療職給料表	100.0	_		_	82.2	17.8
医療職給料表口	93.9	6.1	_	_	36.1	63.9
医療職給料表의	96.0	4.0	_	_	4.0	96.0

第3表 職員の給与額

その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額

お料表 項目	全給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表 (二(中)	教育職給料表 (三)(イ)	研究職給料表	医療職給料表	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)
給料月額(円)	342,942	338,350	331,262	365,255	341,560	366,559	434,051	334,499	319,311
給料の(円) 調整額	7,257	50	19	16,555	12,829	3,329	347	3,497	0
扶養手当(円)	8,935	8,425	13,984	7,966	6,548	11,125	10,489	6,762	1,573
地域手当(円)	15,343	17,786	16,593	16,029	12,103	16,255	73,386	11,796	12,967
小 計 (円) (基準内給与)	374,477	364,610	361,858	405,803	373,040	397,267	518,273	356,554	333,851
住居手当(円)	5,970	5,820	2,719	7,301	7,507	7,317	1,867	6,450	3,703
管 理 職 _(円) 手 当	4,766	6,743	1,608	3,666	6,061	1,717	13,778	2,823	0
その他の 手 当 (円)	3,852	216	1,563	5,802	5,631	151	285,567	700	400
合計(円) (給与月額)	389,065	377,389	367,748	422,572	392,238	406,452	819,484	366,528	337,954
対 給 料(%)	100.7	99.8	102.1	100.8	100.3	101.5	99.9	101.2	97.4
前 基準内(%) 名	99.4	98.5	100.9	99.5	99.2	100.3	99.9	100.2	96.4
比	99.5	98.7	100.9	99.6	99.2	100.3	99.6	100.3	96.7

⁽注) 1 給料月額には、平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

² その他の手当とは、初任給調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、 へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の廃止に伴う 経過措置額をいう。

その2 行政職給料表の経験年数別,学歴別人員及び平均給料月額

学歴	大	、 学卒	Ė	·····································
区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
経験年数	人	円	人	円
1年未満	108	196, 991	36	157, 189
1年以上 2年未満	108	198, 811	27	164, 162
2年以上 3年未満	118	207, 804	26	169, 385
3年以上 4年未満	104	213, 644	39	175, 760
4年以上 5年未満	119	219, 820	18	188, 811
5年以上 6年未満	113	226, 283	24	196, 893
6年以上 7年未満	101	233, 483	16	202, 587
7年以上 8年未満	97	246, 810	19	211, 877
8年以上 9年未満	118	253, 122	10	214, 077
9年以上 10年未満	103	262, 262	11	222, 362
10年以上 11年未満	106	268, 401	10	227, 945
11年以上 12年未満	62	277, 431	6	241, 667
12年以上 13年未満	93	282, 354	7	260, 066
13年以上 14年未満	53	290, 947	5	263, 927
14年以上 15年未満	43	301, 315	13	270, 323
15年以上 16年未満	55	305, 185	10	278, 828
16年以上 17年未満	50	330, 509	4	284, 450
17年以上 18年未満	65	333, 357	18	290, 911
18年以上 19年未満	98	344, 449	12	299, 214
19年以上 20年未満	86	352, 309	19	309, 684
20年以上 21年未満	85	358, 091	8	314, 827
21年以上 22年未満	108	365, 864	20	338, 555
22年以上 23年未満	131	371, 324	20	344, 830
23年以上 24年未満	116	373, 686	16	352, 011
24年以上 25年未満	145	379, 459	33	355, 121
25年以上 26年未満	121	386, 344	24	359, 830
26年以上 27年未満	129	389, 788	36	368, 678
27年以上 28年未満	134	392, 576	48	375, 561
28年以上 29年未満	178	394, 186	72	378, 729
29年以上 30年未満	137	399, 388	67	384, 075
30年以上 31年未満	175	405, 138	46	385, 301
31年以上 32年未満	141	409, 835	53	388, 951
32年以上 33年未満	121	409, 399	42	395, 279
33年以上 34年未満	129	415, 640	46	394, 946
34年以上 35年未満	128	414, 035	74	395, 380
35年以上	201	415, 338	324	403, 105
計	3, 979	332, 933	1, 259	341, 377

第4表 職員の扶養手当の支給状況

× ×	給料表	全給料表	行政職 給料表	公安職給料表	教育職給料表 (二(口)	教育職 給料表 (三(イ)	研究職給料表	医療職給料表	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)
受	給 者 数	人 9, 884	人 2,311	人 3, 194	人 1,615	人 2,553	人 133	人 20	人 50	人 8
1	当 受 給 者 人 当 た り 均手当月額	円 21, 141	円 21, 172	円 22, 460	円 19, 921	円 20, 206	円 22, 165	円 23,600	円 19, 880	円 14, 750
扶	配偶者	人 5,451	人 1, 225	人 2, 291	人 777	人 1,050	人 72	人 19	人 15	人 2
養	子	14, 959	3, 404	5, 220	2, 254	3, 754	212	33	74	8
親	上 記 以外の者	370	99	38	85	147	1	1	1	-
族	計	20, 780	4, 728	7, 549	3, 116	4, 951	284	52	90	10
数	う 年齢加算 を受ける 子	4, 328	1, 263	894	806	1, 253	72	5	30	5

⁽注) 年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。

第5表 職員の地域手当の支給状況

受給 及 分手	給料表 者数 び平均 当月額	全給料表	行政職 給料表	公安職給料表	教育職給料表(二)(口)	教育職給料表(三(イ)	研究職給料表	医療職給料表	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)
受給者	人数	23, 379	5, 800	5, 130	4, 039	7, 878	265	45	147	75
計	平均額	15, 348	17, 810	16, 593	16, 029	12, 103	16, 255	73, 386	11, 796	12, 967
東別勤を	人数	28	23	5	-	ı	-	ı		_
する者 支給割合 18.7 %	平均額	63, 569	64, 631	58, 685	_	_	_	_	_	_
医療職品のお	人数	45	_	-	_	I	_	45	-	_
適用者 支給割合 16%	平均額	73, 386		1	-	1	-	73, 386	1	1
大阪阪前の	人数	4	4	1	-	1	-	1	1	_
する者 支給割合 14.7 %	平均額	56, 684	56, 684	ı	-	ı	-	1	1	1
広及安 お お び 郡 町	人数	7, 490	3, 387	2, 590	1, 144	245	93		10	21
に 勤 者 支給割合 6.2 %	平均額	22, 682	22, 113	22, 246	25, 092	23, 870	23, 602	_	20, 482	19, 922
上除内を外の地域	人数	15, 807	2, 383	2, 533	2, 895	7, 633	172		137	54
が 地勤る割 3.2 3.2	平均額	11, 610	11, 187	10, 710	12, 447	11, 725	12, 282	_	11, 162	10, 262
上記以外の	人数	5	3	2	_	_	_	_	_	_
地域に勤る者	平均額	22, 510	10, 023	41, 241	_	_	_	_	_	_

第6表 職員の住居手当の支給状況

	給料表	全給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表 (二(中)	教育職給料表 (三(イ)	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)
7	泛 給 者 数	人 5,480	人 1,313	人 525	人 1,156	人 2,361	人 74	人 3	人 38	人 10
	手 当 月 額 11,000 円 以 下 の 受 給 者	28	8	3	9	8	_	_	_	-
	手 当 月 額 11,100 円 以上 28,000 円 未満 の 受 給 者	3,031	602	211	647	1,517	30	l	18	6
	手 当 月 額 28,000円(上限) の 受 給 者	2,421	703	311	500	836	44	3	20	4
月 1 斗		円 25,456	円 25,727	円 26,415	円 25,509	円 25,043	円 26,204	円 28,000	円 24,953	円 26,370

(注) 令和2年改正に伴う経過措置による住居手当の受給者は11人(手当受給者1人当たり平均給与額6,609円)

/45 -		人	人	人	人	人	人	人	人	人
借配 偶	受給者数	10	2	6	_	1	_	_	_	1
家者等										
・の 居		円	円	円	円	円	円	円	円	円
借住 す 間る	1 人当たり 平 均 手 当 月 額	13,140	11,600	13,367	-	14,000	_	_	_	14,000

第7表 職員の管理職手当の支給状況

区 区	給料表分	全給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表 (二(中)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職給料表	医療職給料表	医療職 給料表	医療職給料表
受	給 者 数	人 1, 915	人 576	人 110	人 279	人 932	人 6	人 6	人 6	人 一
1	当 受 給 者 人 当 た り 匀 手 当 月 額	円 58, 201	円 67, 995	円 75, 000	円 53, 065	円 51, 229	円 75, 833	円 103, 333	円 69, 167	円 一
支	1 種 (本 庁 局 長	14	13			-		1		_
	2 (本 庁 部 長	98	65	31				2		_
給	3 種 本 庁 課 長	344	236	42	28	25	5	2	6	_
区	4 種 (本 庁 担当監	771	93	37	137	502	1	1		_
	5 種 (学 校 (総括事務長	577	58		114	405				-
分	6 種 (学校 事務長)	111	111							_
手	当が支給される	主な職	本庁 _{局長, 部長,} _{課長, 担当監} 地方機関 所長, 次長		高等学校 特別支援学校 校長,教頭	小中学校 校長,教頭	総合技術研究所 センター長	本庁 局長 地方機関 所長	審産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長	本庁 ^{担当監}

(注) 支給区分欄の[]内は,各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

受給者数	手当受給者 一人当たり 平均手当月額
人	円
349	34, 229

(受給者数の内訳)

職	真の作	主 居 と	主配 化	禺 者 (の住。	居と	の間	の交	通 距	離
100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	以上	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
231	98	3	1	4	10	2	_	_	_	_

第9表 職員の通勤手当の支給状況

	総料表 数及び 平 均 手当月額	全給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表(二)(中)	教育職給料表(三)(イ)	研究職給料表	医療職給料表	医療職給料表(二)	医療職給料表
受給者計	人数	20, 595	5, 011	3, 925	3, 787	7, 435	233	8	132	64
又和日司	平均額	14, 078	19, 117	7,877	16, 594	12, 081	22, 190	15, 970	31, 105	18, 030
交通機関等の みを	人数	4, 369	2, 655	1, 177	224	162	70	4	45	32
の み を 利用する者	平均額	17, 163	18, 499	10, 717	23, 950	23, 569	25, 837	25, 425	35, 052	18, 327
交通用具のみを	人数	14, 099	1, 763	2, 544	3, 002	6, 587	118	2	59	24
の み を 使用する者	平均額	7, 725	7, 813	4, 809	8, 867	8, 270	7, 486	3, 300	11, 736	9, 296
交通機関 等と交通	人数	2, 127	593	204	561	686	45	2	28	8
用具を併用する者	平均額	49, 855	55, 488	29, 755	55, 008	45, 963	55, 074	9, 730	65, 576	43, 046
駐車料金に係る	人数	239	122	21	31	54	5	_	4	2
受給者	平均額	2, 168	2, 124	1, 581	2, 303	2, 484	2, 100	_	1, 513	1, 875
自動車を	人数	156	82	8	22	36	4	_	2	2
駐車する者	平均額	2, 768	2, 769	2, 838	2, 727	2, 899	2, 375	_	2, 250	1, 875
自転車等を	人数	83	40	13	9	18	1	_	2	_
駐車する者	平均額	1,039	800	808	1, 265	1,656	1,000	_	775	_

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 2 3					189 42 9	59 7	9 3
4					9 2	5	1
5 6							
7 8		4 1					
9 10	35	49 5					
11 12	1	16 19					
13 14	19	5 56					
15 16	2 5	10 19					
17	21	18					
18 19	3	21 46					
20 21	5 30	17 15	1				
22 23	1 5	16 23	1				
24 25	<u>4</u> 7	51 11	1 2				
26 27	1 12	15 9	3				
28 29	104	11 38	2 12				
30 31	2 19	10 15	7 10				
32 33	5 100	8 46	4 11				
34 35	2 17	13 10	3 11				
36 37	112 112	12	10 29				
38 39	4 28	39 5 15	10 38	1			
40 41	4 89	5 27	14 24	2 5			
42	7	11	7	3			
43 44	23 17	8	44 8	4			
45 46	82 8	23 4	42 5	4 3			
47 48	23 11	15 1	52 11	6 6			
49 50	85 5	16 1	45 14	7 30			
51 52	16 11	14 4	47 17 34	30 21 47			
53 54	79 6	2 1	34 21	47 41			
52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80	11 79 6 13 4 2 5 5 5 5	2 1 5 2	21 51 18 61 22 73	41 62 41 31 24 28 19 14 23 24 16 13 21 8 10 3 10 3 3 5 11 18 8 8			
57 58	2 5		61 22	31 24			
59 60	5 2	2	73 21	28 19			
61 62	6	1 1	48 43	14 23			
63 64	4		42 54	24 16			
65 66	5	2 1	33 24	13			
67 68	4 4 3 5 1 5 1		32 32	8 10			
69		1 2 2 2 2	85 80	13			
71 71	3 3 3 2 2	2 2	21 48 43 42 54 33 24 32 36 85 22 23 38 39	10			
73	2	2	47	9			
74 75	2 1	2 1 1	62 21	3 5			
76 77	1 1 1		19 34	8 5			
78 79			47 62 21 19 34 32 71 24	11 8			
80	1		24	6			

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
81 82 83 84 85	7	1	38 25	7			
82	4	1	25	7			
83	6	1	66	12 5			
84	1		10	5			
85	6		61	55			
86	4		28				
87	$\begin{array}{c} 4 \\ 2 \end{array}$	9	59 28				
86 87 88 89		3	62				
90	1	2	14				
90	2	4	59				
92	2 2 2		20				
91 92 93 94 95 96 97 98 99	57		66				
94	· ·		23				
95			49				
96		1	86				
97			25				
98			17				
99		1	12				
100 101			9				
101		1	19				
102 103			15				
103			46				
104			15 297				
105		:	291				
106 107		1					
108		1					
109							
110		1					
110 111		1 2					
112							
113		3					
計	1, 191	831	2, 742	718	242	71	13
	•				合計	· 人員	5, 808
					ЦНІ	/ • / •	0,000

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。また、該当人員が 0 人の号給は空欄とした(以下第10表の各表において同じ。)。

その2 公安職給料表

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 2 3 4							1		
5 6 7 8									
7 8	27								
9 10	3								
11 12	13 2								
13	18		1						
14 15	7		1						
16 17	30		1 4	1				,	
18 19	2 4							1	
20 21	9 32		8						
20 21 22 23	69		2		1				
24 25	3 45	2 75	9						
26 27	4 8	1 15	2 1	4					
28 29	6 90	9 92	2 16	3					
30 31	6 11	6 9	4 3	$\begin{array}{c} 1 \\ 2 \end{array}$					
32 33	9	16 76	13	1					6
34 35	3	8 24	5 5	2 6	2 1				6 6 3 2 5
36 37	3	17 75	7 53	1 6	1				2
38 39	2 1	8 21	22 35	2 5	3	2	1		1
40	3	24	34	4	3	۷	1 1		2
41 42		66 15	68 38	29 21	3	1	2		2
43 44		18 23 57	43 21	38 15	3	2 3	2		1
45 46		10	64 30	31 24	14 10	2 2	6		1
47 48	1	20 21	31 33	35 28	22 17	1 3	3 1		
49 50	2	2	45 35	28 49 20	13 12	2 4	7 1	9 9 7	
51	1 1		37 35	36	16 10	2 3	5 5	7	
53 54		2	54 31	46 35	18 4	3 2	8 5	7 3 3 1	
55 56			42 32	53 39	18 4 22 12		8 8	3 1	
52 53 54 55 56 57 58 59 60			54 31 42 32 19 18 20 17	25 46 35 53 39 50 24	4 18	1 1	5 8 5 8 8 12 6 9 5		
59 60	1	1	20 17	55 30	4 18 14 9 12 11 19 14	1	9 5		
61 62		2	18 12	56 37	12 11	3 3	9		
63 64		1	18 12 23 13 11 17 21 12	40	19	2	6 a		
65 66			11 11 17	49	17	1	11		
67 69			21	52 21	21 15	1	6		
69			12	34	17	1 2 1 1 2 1	11 4 6 3 3 5 3 5 3 2 2 2 6		
70 71				28 33	42 42	2	5 3 -		
73				25 21	10		3		
74 75		1		8 19	4 23	2 2	2 2		
61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78				55 30 56 37 40 35 49 45 52 31 34 28 33 25 21 8 19 21 14 7 13 15	20 21 15 17 8 42 10 23 4 23 8 16 15	2 2 4 2 8 4 3			
78 79				7 13	15 10	8 4	5 3 6		
80				15	7	3	6		

另給 級 81 82 83	1級		3 11/7	△1 余次	つ 金炒	り ポパフ	7/ 杀/5	□ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	9級
82		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	3 ///
02				18 9	12 8 7	3 2	4 7		
83				9	7	7	4		
84				6	15	4	3		
85 86				15 11	11 11	24 2	25		
87				12	13	30			
88				10	13	9			
89				17	7	20			
90				8	10	7			
91 92				8 9	16 11	12 6			
93				15	75	39			
94				5	, ,				
95				6					
96				5					
97				6					
98 99				1 5					
100]		1 5 5					
101				7					
102]		5					
103				6					
104 105				7					
106				2					
107				2 2					
108				4					
109				5					
110				3					
111 112				7 6					
113				6					
114				6					
115				9					
116				8					
117 118				7					
118				3 7					
120				5					
121				4					
122									
123				5					
124 125				3 17					
126]		11					
127]							
128									
129]							
130 131]							
133									
134]							
135]							
136									
138]							
139]							
140									
141		7							
142									
143]							
132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144									
計	423	717	1,074	1,620	752	242	233	40	29
日	440	111	1,014	1,020	104	242			
							台計	·人員	5, 130

その3 教育職給料表(二)(ロ)

号給 級	1級	2級	特2級	3級	4級
1 2 3					
3 4					
5		44			
6 7		5			
<u>8</u> 9		1 52			
10 11		11			
12 13		2 43			
14 15		1 7			
16 16 17		5 75			
18		1			
19 20 21		18 2			
21 22		69 1			1
23 24		16 6			1
25		77			1
25 26 27		1 20			
28 29 30		7 83			4
30 31		4 25			4 5 7 8 8 5 8 7
31 32 33		8 80			8 8
34		2 19			5
35 36		13			7 37
37 38		68 2			37
39 40		27 13			
41 42		80 6	1		
43 44		28 7			
45 46		64 3			
47		32			
48 49		18 63	1		
50 51		$\begin{array}{c} 5 \\ 23 \end{array}$			
52 53		10 44	1		
54 55		11 26	2		
52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80		5 23 10 44 11 26 9 32 9 27 11 41 7 24 10 41 8 19 13 20 13 18 14 21 7 27 15		1	
58 50		9	1		
60		27 11	1	1 4 3 4 8 7 4 5 2 6 5 9 14 9	
61 62		$\begin{bmatrix} 41 \\ 7 \end{bmatrix}$		3 4	
63 64		24 10			
65 66		41	1	4 5	
67 68		19		2 2	
69		20	1 1	5	
70 71		13 18		14	
72 73		14 21	1 1 1	9	
74 75		7 27	1	9 7	
76 77		15 21	1	6 28	
78 70		17	1	28	
19 80		24 13			

号給 級	1級	2級	特2級	3級	4級
81 82 83 84		30 11			
83		15	1		
84 85		13 24	2		
85 86		11			
87 88		17 16	1 1		
89		31	3		
90 91		12 19	1 3		
92		21	4		
93 94		28 14	5 3 3 3		
95		28	3		
96 97		18 24	8		
98		13 24	2 3 5		
99 100		24 22	5 3		
101		22 38	3		
102 103	,	12 11	3		
104		13 27	2		
105 106	,	9	$\frac{1}{2}$		
106 107		23	4		
108 109	1	20 30	1 3		
110		21	4		
111 112 113		31 15	1 2 2		
113 114		34 14	2		
115		29	1 3		
116 117		24	2		
118 119		32 27	1		
119 120		30 31			
121		27			
122 123		35 30			
124 125		27			
125 126		36 29			
127		51 48			
128 129 130		65 85			
130		85			
131 132		111			
133 134	Ţ	97 75			
135	, ,	79			
133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152		111 122 97 75 79 38 45 26 36 9 6 18 21			
138	, ,	26			
139 140	, ,	36 9			
141		6			
142	,	18 21			
144		9 27			
146		21			
147	, ,				
149					
150 151	, ,				
152					
153 ∌ı.	4	0.710	0.0	100	01
計	1	3, 713	96	138	91
				合計人員	4, 039

その4 教育職給料表(三)(イ)

号給 級	1級	2級	特2級	3級	4級
1 2 3 4 5 6 7 8					1
5 6					
7		1			
9 10					
11 12					1
13 14					1
14 15 16					1
17		269			
18 19		11			1
20 21		4 264			2
22 23		1 13			4 23 29
21 22 23 24 25 26 27 28 29		7 225			29 34
26 27		26			34 36 34 25 27
28 29		12 279			25 27
30		30			34 29
31 32 33		8 203			19 19
33 34 35		3 37			14 16
36 37		8 213			12 80
38 39		6			80
40		36 21			
41 42		179 5		_	
43 44 45		30 21		1	
46		176 10			
47 48		31 24			
48 49 50 51		184 10		1 1	
51 52		49		1	
53 54		132 11		3 3	
55 56		46 29		1 2	
57 58		149	1	1	
59 60		52 24	1	3 3 1 2 1 1 2 4	
61		115		5	
63 64		23 53	1		
65 66		76		2	
67		69 67		3	
68 69		25 75	1	6	
70 71		16 44		8 12	
72 73		19 76		2 15	
74 75		10 48	1	13 16	
76 77		33 77		16 33	
52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80		23 132 11 46 29 149 18 52 24 115 23 53 53 26 76 22 69 25 75 16 44 19 76 10 48 33 77 13 47	1	4 2 4 3 4 6 8 8 12 2 15 13 16 16 33 23 25 23	
80		27	1 1	23	

号給 級	1級	2級	特2級	3級	4級
81		62 16	2	18 24	
82 83		16 39	1 2 3	24 26	
84 85		27 48	1	24 22	
86 87		24 31	3	29 23	
88 89		28 49	3	18	
89 90		49 20	4 3	19 17	
90 91		20 39	3 2 3	17 8	
92 93 94		18 42	3	7 32	
94 95		42 23 30	2 5 2 1		
96		20			
97 98		30 26	2		
99		26 32	2 1		
100 101		24 44	2		
102 103		28 36	1		
104		33	1 2		
105 106		40 26	1 1		
107		37	1		
108 109 110		25 45	1 2		
110 111		41 38			
112		31	3		
113 114		30 25			
115		38	1		
116 117		29 26			
118 119		24 41			
120		26			
121 122		29 35			
123		29 31			
124 125		30			
126 127		36 38			
128 129		40			
130		53 41			
131		36 36			
132 133		36 44			
134 135		39 37			
134 135 136		39 37 44 53			
138		42			
138 139 140 141		42 70 59			
141		100			
142 143 144		132			
145		108 132 98 129			
146		113			
147 148 149		87 67			
149		45			
151		24 12 8			
152 153		8 30			
154		10			
150 151 152 153 154 155 156		4 6			
157 ⇒ı		10	0.1	500	4.00
計	0	6, 870	64	502	442
				合計人員	7,878

その5 研究職給料表

号給 級	1級	2級	3級	4級	5 級
1 2 3 4 5 6 7 8 9					
5 6		2			
7 8					
9		3			
11 12		1			
13 14		3			
15 16		2			
17 18		4			
19 20		$\frac{1}{2}$			
21 22		2			
23 24			6 1		
25 26		1			
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40		3 2 2	3		
29 30		2			
31 32			2 2		
33 34		7			1 1
35 36		1 2	1		3
37 38		4			
39 40					
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51		5	1		
43 44		2 2 4			
45 46		$\frac{4}{1}$	3	1	
47			1	4	
49 50		5	1 6	1	
		1	2	3	
53 54		5	1 3	2 2 3 1	
56 57			9	1 3	
58 59			2 6	1	
60			1 1	2	
62 63			1 1	1 4 2 3 3 2 1	
64 65				1	
66 67		1	3 4	1 1 1	
68 69			1 4	1 2	
70 71			4	1	
72 73			4 4 1 3 1 9 1 1 2 4	10	
74 75			9	10	
76 77			1 2		
52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80			4		
80			6		

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級
81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119			1		
83			4 6		
84 85			1		
86			3		
87 88			2 3 2 1		
89			29		
90 91					
92					
93 94					
95					
96					
98					
99 100					
101					
102 103					
104					
105 106					
107					
108					
110					
111 112					
113					
114 115					
116					
117 118					
119					
120 121					
計	0	71	137	52	5
				合計人員	265

その6 医療職給料表(一)

号給級	1級	2級	3級	4 級
1 2 3 4 5 6 7 8 9				
5				
7				
9	2			
10 11				
12 13	4	2		
14 15				
16 17	3	1		
18 19		_		
20	<u>1</u>	2		
22	1	2		
24	1			
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	1	1	1	
28	0		1	
29 30	3	1		
31 32				
33 34				
35 36		1	1	1
37 38				
39 40			1	
41				
43			1	
45				
46 47				,
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51				1
50 51			2	1
52 53				
54 55			1	1
56 57				2
58 59				1
60 61				
62 63			1	
64 65			1	4
66 67			1	4
68				
70 71			0	
72 72			2	
73 74				
75 76				
52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80				
79 80				

号給 級	1級	2級	3級	4級
81 82 83 84 85				
82 83				
84				
85				
86 87				
86 87 88				
89				
90				
89 90 91 92				
93 94 95 96				
94				
96 96				
97				
計	15	8	11	11
			合計人員	45

その7 医療職給料表口

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級
1 2 3 4 5 6 7 8 9					
5 6 7					
8			1		
10 11		1			
12 13					
14 15					
17 18					
19 20					
21 22		1 2 2			
23 24 25	1	2			
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	1	1 2 2			
28 29	1	2			
30 31			1		1
33 34		3 1			2
35 36		1	1		1 2
37 38		2 3	2 1		
39 40	1	0	1		
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51	1 1 4	2 3	1		
44 45			4	2 1 2	
46 47	6				
48 49 50		9	2 1 2	1 2	
51 52	3	2 1	1	2	
53 54	1 2	1	2 2		
55 56	2	1 1 1		1	
57 58 59	2		5		
60 61	2		1 2	2	
62 63	1	1	2 1 2 2 2 1		
64 65				2	
67 68			3		
69 70			1		
71 72			1 1		
73 74			1 3 1		
76 77					
52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80			2 5		
80			2		

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級
81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95			1		
82 83			1		
84			1		
85					
86					
87			1		
89			1		
90					
91			1 1		
92			1		
93 94			3		
95			3 2 1		
96					
97	1		1		
98	1				
100					
98 99 100 101					
102					
103					
102 103 104 105 106 107					
106					
107					
108					
109 110 111 112					
111					
112					
113					
114					
114 115 116 117					
117					
118					
120					
118 119 120 121 122 123					
122					
123 124					
124					
計	27	33	66	15	6
				合計人員	147
				<u> пи/•А</u>	111

その8 医療職給料表(三)

1	号給 級	1級	2級	3級	4 級	5級
3	1 2					
6	3 4					
8	6 7					
100 111 112 113 114 115 115 116 117 118 119 119 120 121 121 122 123 124 13 24 13 25 26 27 28 29 29 29 29 20 20 20 20 21 21 21 22 23 24 24 23 34 25 26 27 28 29 29 30 31 31 20 30 31 20 31 31 20 33 34 40 40 40 40 40 41 41 41 41 44 44 44 44 44 44 44 44 44						
12	10 11					
145	12 13					
10	14 15					
199	16 17					
21	19 20		2			
234	21 22		1			
256	23 24		3			
28	25 26					
30	27 28		4			
32	30 31	9	1			
34	32 33	2				
36	34 35	6				
38 39 5 1 41 1 1 42 43 4 43 4 1 44 1 1 45 1 1 46 1 1 47 2 1 48 1 1 50 2 1 51 2 1 52 1 1 53 4 1 1 54 4 1 1 55 4 1 1 56 4 1 1 61 6 6 6 60 1 1 1 61 6 6 6 66 6 6 6 67 1 1 70 1 7 74 7 1 7 76 1 1 1 77 78 1 1 77 1 1 1 77 77 1 1 1 77 77 1 1 1 78 1 1 1	36 37	1				
41	38 39 40	5	1			
43 4 444 1 45 1 46 1 47 2 48 1 49 1 50 1 51 2 53 1 54 1 55 4 4 1 57 1 58 1 59 1 60 1 62 63 63 4 65 6 67 1 68 6 69 1 70 1 72 2 73 1 74 7 76 1 77 1 78 79	41	1				
45 46 47 48 48 49 50 51 52 52 53 54 55 4 1 1 1 1 1 1 56 60 61 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79	43 44	4	1		1	
47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79	45 46				1 1	
50	47	2	1		1	
52	50 51	2			1	
54 56 57 1 58 1 59 1 60 1 61 62 63 64 65 66 67 68 69 1 70 1 71 2 73 1 74 1 75 1 76 1 77 1 78 1 79 1	52 53				1	
56 57 58 1 59 1 60 1 1 1 1 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79	54 55	4	1	1		
58 59 60 61 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 71 72 73 74 75 76 77 78 79	56 57			1		
61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79	59 60	1		1	1	
63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79	61 62			1	1	
65 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79	63 64					
68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79	65 66				1	
70 71 72 73 74 75 76 77 78 79	68 69				1	
72 73 74 75 76 77 78 79	70 71			$\frac{1}{2}$		
74 75 76 1 1 77 78 79	72 73					
77 78 79	74 75			1		
79	77 78			1		
80	79 80					

号給 級	1級	2級	3級	4級	5 級
81 82 83		1	1 1 1		
84			1 1		
85 86 87 88			2		
87 88					
89 90					
91 92			1		
93 94 95 96					
95 96			1		
97 98 99			7		
100					
101 102					
103 104					
105 106					
107 108					
109 110					
111 112 113					
114					
115 116 117					
118					
119 120					
121 122					
123 124 125					
126					
127 128 129					
130					
131 132					
132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143					
135 136					
137 138					
139 140					
141 142					
144					
145 146 147					
147		_			
	V/ \V/		$V/\setminus V/$		// \\//
165					
165 166 167					
168 169					
計 計	29	12	24	10	0
			35 —	合計人員	75

第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布

号 給	人	員
1		
2	2	
3		
4		
5	1	
6		
7	1	
	適用職員数	4人

第12表 再任用職員の給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

区分	合計		級別人員分布年齢別人員分布								
給料表	口百日	1級	2級	特2級	3級	4級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行 政 職 給 料 表	152	_	152			_	84	50	11	6	1
公 安 職 給 料 表	36	_			4	32	15	7	11	2	1
教育職給料表口(口)	237	33	192		4	8	71	81	47	20	18
教育職給料表回(4)	355	_	319			36	108	107	65	45	30
研 究 職 給 料 表	6	_	6				1	5			_
医療職給料表口	4		4				1	3			_
医療職給料表의	1	_	1					1			_

(注) フルタイム勤務職員の勤務時間は,週38時間45分

その2 短時間勤務職員

区分	合計		級別人員分布 年齢別人員分布								
給料表	行前	1級	2級	特2級	3級	4級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行 政 職 給 料 表	172 (3)	_	172 (3)				20	30 (1)	35	39	48 (2)
公 安 職 給 料 表	50	_	1		7	42	1	1	1	24	23
教育職給料表口(1)	168 (168)	2 (2)	166 (166)	_			39 (39)	33 (33)	40 (40)	22 (22)	34 (34)
教育職給料表 (三(4)	249 (247)		249 (247)				47 (47)	51 (51)	69 (68)	53 (52)	29 (29)
研究職給料表	16 (1)		16 (1)				1	1	5 (1)	7	2
医療職給料表口	6		6				1	_	3	1	1
医療職給料表回	13		13			_	6	3		3	1

(注) 表中の数値は、フルタイムの 3/4 勤務職員(4週間の勤務時間が116時間15分の職員)及びフルタイムの 1/2 勤務職員(2週間の勤務時間が38時間45分の職員)の合計人数で、()内は、その内フルタイムの 1/2 勤務職員数を表す。

2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査したものである。

- 2 調査の内容等
 - (1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況
- (2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査の期間等は次のとおりである。

ア 特別給等調査((1)①及び②に関する調査)6月29日(月)~7月31日(金)

イ 月 例 給 調 査((1)③及び④に関する調査)8月17日(月)~9月30日(水)

3 調査機関

本人事委員会, 人事院及び広島市人事委員会等

- 4 調査の対象
 - (1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で,かつ,事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,236 事業所

なお,本年は,新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み, 病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種(行政職相当職種22職種,その他の職種32職種)

- 5 調査対象の抽出
 - (1) 事業所の抽出

4(1)に記載した1,236事業所を,組織,企業規模,産業等により30層に層化し,これらの層から347事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表及び第14表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について,これに該当する従業員が多数にのぼるときは, 抽出した従業員について調査を行った。

6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

企業規模別調查事業所数 (特別給等調查関係) 第13表

その1 産業別,企業規模別調査事業所数

(特別給等調査関係)

企業規模 区 分	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所
調査対象事業所	1,236	562	492	182
抽出事業所	347	158	138	51
調査事業所(産業計)	286	129	113	44
農業,林業,漁業	1	0	1	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	25	12	6	7
製 造 業	121	49	51	21
電機・ガス熱供給・水道業, 情報通信業,運輸業,郵便業	52	29	18	5
卸 売 業 , 小 売 業	32	16	12	4
金融業,保険業,不動産業,物品賃貸業	12	6	6	0
教育,学習支援業,医療,福祉,サービス業	43	17	19	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象 外であることが判明した事業所が3所,調査不能の事業所が58所あった。
 - 調査対象事業所347所から企業規模,事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を 除いた344所に占める調査完了事業所286所の割合(調査完了率)は、83.1%である。
 - 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500 人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満 」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表に ついて同じ。) ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、調査前の企業規模により計上している。(第

14表について同じ。)

「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊 業, 飲食サービス業」, 「生活関連サービス業, 娯楽業」, 「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分 類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。(第14表について同じ。)

その2 地域別,企業規模別調査事業所数

(特別給等調査関係)

区	企業規模 分	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
調	查事業所(地域計)	286	129	113	44
	広 島 市	144	78	46	20
	上記を除く県内の市	126	41	62	23
	県 内 の 町	16	10	5	1

第14表 企業規模別調查事業所数 (月例給調查関係)

その1 産業別,企業規模別調査事業所数

(月例給調査関係)

企業規模 区 分	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所
調査対象事業所	1,236	562	492	182
抽出事業所	347	158	138	51
調査事業所(産業計)	283	129	112	42
農業,林業,漁業	1	0	1	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	26	12	7	7
製 造 業	117	49	50	18
電機・ガス熱供給・水道業, 情報通信業,運輸業,郵便業	53	31	16	6
卸 売 業 , 小 売 業	33	17	12	4
金融業,保険業,不動産業,物品賃貸業	13	7	6	0
教育,学習支援業,医療,福祉,サービス業	40	13	20	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が61所あった。
 - 2 調査対象事業所347所から企業規模,事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を 除いた344所に占める調査完了事業所283所の割合(調査完了率)は,82.3%である。

その2 地域別,企業規模別調査事業所数

_ 区		業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			事業所	事業所	事業所	事業所
調	」 査 事 業 所 (地 ^地	成 計)	283	129	112	42
	広 島	市	144	78	45	21
	上記を除く県内	の市	123	41	62	20
	県 内 の	町	16	10	5	1

第15表 職種別, 学歴別, 企業規模別初任給

職種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
	大学卒	203,889	207,346	200,683	186,644
新卒事務員•技術者計	短 大 卒	175,999	175,226	※ 177,818	※ 180,000
	高校卒	167,622	166,411	166,963	177,340
	大学卒	202,988	207,736	199,928	180,947
新卒事務員	短 大 卒	171,167	169,900	※ 177,354	※ 180,000
	高 校 卒	165,127	164,223	166,606	※ 160,000
	大学卒	205,327	206,783	201,913	※ 221,000
新卒技術者	短 大 卒	182,566	185,494	※ 178,031	※ 180,000
	高校卒	169,187	167,986	167,197	※ 180,484
新卒大学助教	大 学 卒	_	_	_	_
新卒高等学校教諭	大 学 卒	※ 204,100	_	※ 204,100	_
新 卒 研 究 員	大学卒	_	_	_	_
 	短大卒	_	_	_	_
新卒研究員補助	高 校 卒	_	_	_	_

⁽注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の 平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

^{2 「※」}は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第16表 民間における初任給の改定状況

	項目	新規学卒者の 採 用 あ り	1	初任給の改定状況	兄	新規学卒者の 採 用 な し
学歴	企業規模		増 額	据置き	減 額	
		%	%	%	%	%
	規模計	30.5	(40.8)	(56.6)	(2.6)	69.5
大学	500人以上	34.0	(51.9)	(48.1)	_	66.0
卒	100人以上 500人未満	31.0	(32.4)	(61.2)	(6.4)	69.0
	100人未満	19.1	(19.9)	(80.1)	_	80.9
	規模計	17.6	(35.8)	(61.7)	(2.5)	82.4
高校	500人以上	18.2	(51.9)	(48.1)	_	81.8
卒	100人以上 500人未満	18.3	(24.7)	(69.4)	(5.9)	81.7
	100人未満	14.0	(13.6)	(86.4)	_	86.0

⁽注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。

^{2 ()}内は,新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第17表 企業規模別, 職種別, 学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

1		未况快订		l		令和2	(月))和前里)((1)		
	此	種 名	調査	平	均	決まって支	55	(A-B)	備考
	職	性 石	実 人 員	年	齢	給する給与	時間外手当	(A-B)	備 考
			<i>X X X</i>			(A)	(B)		
	支	店長	人 29		歳	円 700 049	円 10.010	円 704 020	構成員50人以上の
	X	方 大学卒	29		52.7 52.0	796,942	12,012	784,930	支店(社)の長
		短大卒	20 X		52.0 X	854,384 X	0 X	854,384 X	(取締役兼任者を除く。)
		高校卒	8		54.5	681,958	42,163	639,795	
		中学卒	o 		J 4 .5	001,950	42,103	039,795	
									1# b = - + o + + -
	エ	場長	16		53.1	741,886	10,760	731,126	構成員50人以上の 工場の長
		大学卒	8		54.0	775,723	69	775,654	(取締役兼任者を除く。)
		短大卒	X		X	X	X	X	
		高校卒	7		51.7	735,136	23,709	711,427	
事		中学卒		-					
l Ŧ	事	務部長	394		52.7	619,637	7,622	612,015	0==011=01
		大学卒	307		52.6	630,853	4,184	626,669	▶2課以上又は 構成員20人以上
務		短大卒	28		53.0	560,207	15,564	544,643	の部の長
		高校卒	57		52.9	595,399	18,374	577,025	職能資格等が上記 部の長と同等と認め
		中学卒	2		57.2	656,873	62,250	594,623	られる部の長及び
	技	術部長	273		52.3	645,986	3,340	642,646	部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
		大学卒	209		52.2	663,049	3,021	660,028	
技		短大卒	15		51.9	567,984	1,901	566,083	
		高校卒	49		52.6	609,568	4,758	604,810	
術		中学卒							J
'''	事	務部次長	73		51.9	545,173	1,785	543,388	
нн		大学卒	51		51.5	544,336	2,251	542,085	→ 上記部長に事故
関		短大卒	9		52.9	510,366	1,887	508,479	等のあるときの 職務代行者
		高校卒	13		52.3	570,594	93	570,501	職能資格等が
係		中学卒			_		_	_	上記部の次長と 同等と認められる
	技;	術部次長	88		50.8	529,950	8,820	521,130	部の次長及び 部次長級専門職
形		大学卒	62		49.7	519,734	8,550	521,130	中間職(部長一
職		短大卒	9		52.5	503,334	5,652	497,682	課長間)
1		高校卒	17		54.0	582,589	11,478	571,111	
種		中学卒							J
	+		001		40.0	F07 007	0.070	E01 001	
1	手	務課長	901		48.9	537,367	6,276	531,091	~2係以上又は
1		大学卒 短大卒	644 73		48.3 49.3	542,965	5,529	537,436	構成員10人以上
1		高校卒	183		49.3 50.8	457,787 549,199	9,088 7,244	448,699 541,955	の課の長 職能資格等が上記
Ī		中学卒	183 X		30.8 X	549,199 X	7,244 X	541,955 X	課の長と同等と認め
									られる課の長及び 課長級専門職
Ī	技	術課長	707		48.7	537,523	6,184	531,339	
1		大学卒	480		47.9	535,084	3,678	531,406	
1		短大卒	44		50.1	526,159	10,154	516,005	
1		高校卒	178		50.5	548,236	12,230	536,006	J
		中学卒	5		49.0	493,753	0	493,753	

⁽注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す(以下2から4において同じ。)。

	調 査 平 均 令和2年4月分平均支給額								
	職	種	名	前 宜		決まって支	うち	(A-B)	備考
	1.23	,		実 人 員	年 齢	給する給与 (A)	時間外手当 (B)	(11 2)	VIII
				人	歳	円	円 円	円	
	事	答課	長代理	375	46.0	481,243	40,918	440,325	前記課長に事故等 のあるときの職務代
			大学卒	265	44.6	473,573	40,501	433,072	行者
			短大卒	47	48.6	455,577	46,098	409,479	課長に直属し部下 に係長等の役職者
			高校卒	62	49.7	534,675	38,628	496,047	を有する者 課長に直属し部下
			中学卒	X	X	X	X	X	4人以上を有する者
	技術	析課	長代理	273	44.3	497,303	46,762	450,541	職能資格等が上記 課長代理と同等と
			大学卒	214	43.4	495,620	46,920	448,700	認められる課長代理 及び課長代理級専
			短大卒	12	47.6	489,896	37,630	452,266	門職
			高校卒	47	47.8	507,089	48,234	458,855	中間職(課長― 係長間)
事			中学卒	_		<u> </u>			
尹	事	務	係 長	1,016	45.8	437,931	46,400	391,531	
			大学卒	570	43.7	436,134	46,964	389,170	
務			短大卒	147	46.5	395,745	49,747	345,998	N X 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			高校卒	298	49.6	464,089	43,567	420,522	
			中学卒	X	X	X	X	X	
	技	術	係 長	745	43.6	445,068	68,467	376,601	
			大学卒	393	41.2	430,399	64,291	366,108	
技			短大卒	75	45.5	434,242	60,456	373,786	
			高校卒	275	47.1	471,901	77,328	394,573	
術			中学卒	2	38.3	382,411	55,810	326,601	J
	事	務	主 任	932	43.1	386,345	33,023	353,322	○ 係長等のいる事業
関			大学卒	560	40.4	391,950	31,020	360,930	→ 所における主任 係長等のいない事
 			短大卒	132	46.5	358,194	35,161	323,033	業所における主任 のうち, 課長代理以
			高校卒	236	47.6	389,391	36,046	353,345	上に直属し、部下を
係			中学卒	4	39.9	330,873	62,837	268,036	有する者 係長等のいない事
	技	術	主 任	803	43.5	421,130	37,776	383,354	業所において,職 能資格等が上記主
職			大学卒	535	42.3	423,658	38,961	384,697	任と同等と認められ
			短大卒	68	44.6	420,302	40,178	380,124	る主任 中間職(係長
1.4.			高校卒	195	46.9	415,551	33,628	381,923	係員間)
種			中学卒	5	44.2	317,719	31,464	286,255	J
	事	務	係 員	3,140	37.1	299,756	30,023	269,733	
			大学卒	1,742	33.8	305,111	32,358	272,753	
			短大卒	548	42.1	291,689	24,606	267,083	
			高校卒	827	40.7	293,336	28,682	264,654	
			中学卒	23	43.9	299,309	24,151	275,158	
	技	術	係 員	2,244	36.0	328,905	33,702	295,203	
			大学卒	1,343	33.8	327,049	35,770	291,279	
			短大卒	274	37.6	310,883	28,640	282,243	
			高校卒	620	40.1	339,859	31,083	308,776	
			中学卒	7	34.8	354,111	39,563	314,548	

2 企業規模500人以上

	調 査 平 均 令和2年4月分平均支給額								
	職	種 名	F)FJ	ш.	十 均	決まって支	うち	(A-B)	備考
	•••	,.	実 人	員	年 齢	給する給与 (A)	時間外手当 (B)	,	· · · · · ·
				人	歳		円	円	
	支	店 長		29	52.7	796,942	12,012	784,930	構成員50人以上の
		大学卒		20	52.0	854,384	0	854,384	支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
		短大卒		Χ	X	X	X	X	
		高校卒		8	54.5	681,958	42,163	639,795	
		中学卒		_		_	_		
	エ	場長		12	52.9	803,922	0	803,922	構成員50人以上の
		大学卒		7	53.3	796,998	0	796,998	工場の長 (取締役兼任者を除く。)
		短大卒		-		_		_	
		高校卒		5	52.4	813,391	0	813,391	
事		中学卒		_		_	_	_	
事	事	務部長	2	50	52.7	685,675	2,604	683,071	<u> </u>
		大学卒	2	06	52.5	688,738	1,047	687,691	▶2課以上又は 構成員20人以上
務		短大卒		9	53.5	676,259	14,454	661,805	の部の長
		高校卒		33	53.2	674,111	3,737	670,374	職能資格等が上記 部の長と同等と認め
١.		中学卒		2	57.2	656,873	62,250	594,623	られる部の長及び
	技	術 部 長	1	92	52.2	671,851	4,327	667,524	部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
		大学卒		58	52.1	682,527	3,500	679,027	
技		短大卒		7	54.1	667,241	0	667,241	
		高校卒		27	52.7	623,842	8,911	614,931	
術		中学卒		_		_	_	_	J
,,,,	事	務部次長		38	51.7	610,405	381	610,024)
日日		大学卒		25	51.2	608,621	546	608,075	→ 上記部長に事故 等のあるときの
関		短大卒		4	53.9	619,807	0	619,807	職務代行者
		高校卒		9	51.8	610,524	146	610,378	職能資格等が 上記部の次長と
係		中学卒		-		_	_	_	同等と認められる
	技行	術部次長		30	52.5	638,233	13,001	625,232	部の次長及び 部次長級専門職
職		大学卒		20	51.4	614,814	13,090	601,724	中間職(部長―
中八		短大卒		2	57.9	636,004	0	636,004	課長間)
		高校卒		8	54.1	699,018	16,134	682,884	
種		中学卒				_	_	_	ノ
	事	務課長	5	84	49.1	575,872	6,287	569,585	
		大学卒		22	48.2	569,174	5,201	563,973	▶ 2係以上又は
		短大卒		31	50.4	537,644	15,252	522,392	構成員10人以上 の課の長
		高校卒		31	51.4	605,030	7,808	597,222	職能資格等が上記
		中学卒				_			課の長と同等と認め られる課の長及び
	技	術 課 長	5	03	49.1	572,250	6,056	566,194	課長級専門職
		大学卒		49	48.2	565,787	2,839	562,948	
		短大卒		28	50.6	582,647	14,247	568,400	
		高校卒		24	51.2	589,047	13,769	575,278	
		中学卒		2	50.6	559,222	0	559,222	ر ا

V.				調査	平均	令和2	年4月分平均	支給額	
	職	種	名	前 宜	平均	決まって支	うち	(A-B)	備考
				実 人 員	年 齢	給する給与 (A)	時間外手当 (B)	` ,	
				人	歳	円	円	円	- V
	事	务課	長代理	235	45.7	518,653	46,061	472,592	前記課長に事故等 のあるときの職務代
			大学卒	167	44.0	501,722	44,758	456,964	行者
			短大卒	24	50.1	496,638	51,380	445,258	課長に直属し部下 に係長等の役職者
			高校卒	43	49.5	601,410	47,929	553,481	を有する者 課長に直属し部下
			中学卒	X	X	X	X	X	4人以上を有する者
	技術	析課	長代理	258	44.3	503,277	48,747	454,530	職能資格等が上記 課長代理と同等と
			大学卒	203	43.3	500,345	48,493	451,852	認められる課長代理 及び課長代理級専
			短大卒	12	47.6	489,896	37,630	452,266	門職
			高校卒	43	48.3	521,415	52,977	468,438	中間職(課長― 係長間)
			中学卒		_		_		
事	事	務	係 長	596	46.2	476,765	51,055	425,710	
			大学卒	326	43.5	463,552	54,595	408,957	★係の長及び 係長級専門職
務			短大卒	56	47.6	448,704	48,408	400,296	深文
			高校卒	214	50.1	506,869	46,086	460,783	
			中学卒	_					
•	技	紤	係 長	509	42.9	469,273	76,227	393,046	
	10	N1.1	大学卒	273	40.0	447,684	70,843	376,841	
技			短大卒	40	46.2	491,440	72,021	419,419	
			高校卒	195	47.0	500,315	85,687	414,628	
術			中学卒	X	X	X	X	X	J
ΝIJ	事	務	主任	603	43.9	408,605	31,663	376,942	↑ 係長等のいる事業
нн		1/4	大学卒	356	41.4	411,988	28,231	383,757	→ 所における主任 係長等のいない事
関			短大卒	73	46.6	397,324	38,857	358,467	業所における主任
			高校卒	173	47.9	406,716	35,439	371,277	のうち,課長代理以 上に直属し,部下を
係			中学卒	X	X	X	X	X	有する者
	技	絬	主 任	568	44.3	434,414	33,738	400,676	係長等のいない事 業所において,職
職	100	N1.1	大学卒	368	43.0	434,705	33,634	400,070	能資格等が上記主 任と同等と認められ
邦联			短大卒	44	45.4	464,175	41,962	422,213	る主任
			高校卒	153	47.6	426,950	31,769	395,181	中間職(係長— 係員間)
種			中学卒	3	38.3	312,655	34,732	277,923	J
	事	致	係員			·		,	
	尹	務	活 貝 大学卒	1,897 1,057	37.4 33.8	313,604 314,284	31,582 33,256	282,022 281,028	
			短大卒	315	33.8 42.2	314,284	26,736	281,028	
			高校卒	507	42.2	314,533	31,092	283,441	
			中学卒	18	44.1	314,533	28,428	285,287	
	. اــــال	41-							
	技	術	係員	1,638	36.2	336,983	33,080	303,903	
			大学卒	982	33.9	332,934	34,658	298,276	
			短大卒	173	37.8	326,290	28,118	298,172	
			高校卒	479	40.7	348,651	31,215	317,436	
ш			中学卒	4	37.0	392,269	51,363	340,906	

3 企業規模100人以上500人未満

		調査	平均	令和2			
	職種名	- 明		決まって支	うち 味明み 毛平	(A-B)	備考
		実 人 員	年 齢	給する給与 (A)	時間外手当 (B)		
	I	人	歳	円	円	円	I# N = 0 1 D1 1 0
	支 店 長	_		_	_	_	構成員50人以上の 支店(社)の長
	大学卒 短大卒	_			_		(取締役兼任者を除く。)
	超人平 高校卒			_			
	中学卒			_	_	_	
	工場長	4	F0 0	F07 F10	25 000	FC1 71C	構成員50人以上の
	上 場 大学卒	4 X	53.3 X	597,518 X	35,802 X	561,716 X	工場の長
	短大卒	X	X	X	X	X	(取締役兼任者を除く。)
	高校卒	2	50.5	587,910	68,315	519,595	
	中学卒	_		· —	_		
事	事務部長	136	52.6	534,082	13,617	520,465	
	大学卒	96	52.6	547,573	9,073	538,500	▶2課以上又は 構成員20人以上
務	短大卒	19	52.9	512,979	16,015	496,964	の部の長
	高校卒	21	52.2	488,700	33,735	454,965	職能資格等が上記 部の長と同等と認め
	中学卒	_	_		_	_	られる部の長及び
	技術部長	70	52.7	607,906	745	607,161	部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
ماسا	大学卒	44	53.1	622,716	1,298	621,418	
技	短大卒	7	51.0	508,291	0	508,291	
	高校卒	19	52.6	616,473	0	616,473	
術	中学卒	_)
	事務部次長	30	52.0	481,689	3,110	478,579	上記部長に事故
関	大学卒	26	51.8	491,059	3,665	487,394	等のあるときの
	短大卒	2	49.0	398,800	0	398,800	職務代行者 職能資格等が
係	高校卒 中学卒	2	56.5 —	459,939	0	459,939	上記部の次長と
							同等と認められる 部の次長及び
	技術部次長 大学卒	50	49.5	467,405	6,070	461,335	部次長級専門職 中間職(部長—
職	大字卒 短大卒	37 6	48.8 49.7	466,485 455,447	5,865 8,690	460,620 446,757	課長間)
	高校卒	7	53.3	482,205	5,057	477,148	
種	中学卒	<u> </u>				—	J
	事務課長	311	48.6	473,887	5,821	468,066	<u> </u>
	サ 伤 味 文 大学卒	220	48.4	475,867	5,021 5,919	490,938	2係以上又は
	短大卒	42	48.6	407,014	5,168	401,846	構成員10人以上 の課の長
	高校卒	48	49.3	429,696	3,983	425,713	職能資格等が上記
	中学卒	X	X	X	X	X	課の長と同等と認め られる課の長及び
	技術課長	182	47.6	452,703	7,003	445,700	課長級専門職
	大学卒	115	46.7	450,465	6,631	443,834	
	短大卒	15	49.3	429,860	1,835	428,025	
	高校卒	51	48.9	464,734	9,284	455,450	
	中学卒	X	X	X	X	X	

		調 査 平 均 令和2年4月分平均支給額							
	職	種	名	间 11.	平均	決まって支	うち	(A-B)	備考
				実 人 員	年 齢	給する給与 (A)	時間外手当 (B)	, ,	
		⁄	F // -==	人	歳	円	円	円	> 公 司 # 目 12 才 # # #
	事剂	务課	長代理	122	46.2	426,749	34,957	391,792	前記課長に事故等 のあるときの職務代
			大学卒	82	45.2	433,819	36,408	397,411	行者
			短大卒	22	47.0	413,019	41,274	371,745	課長に直属し部下 に係長等の役職者
			高校卒 中学卒	18	49.9	409,137	21,680	387,457	を有する者 課長に直属し部下
	44.4	Jet⇒m			40.0	000 400	45.004	222 225	4人以上を有する者 職能資格等が上記
	坟位	 付課	長代理	9	42.3	382,486	15,801	366,685	課長代理と同等と 認められる課長代理
			大学卒 短大卒	6	44.4	399,368	24,246	375,122	及び課長代理級専
			高校卒	3	38.3	350,900	0	350,900	門職 中間職(課長—
			中学卒			350,900	— —	330,900	係長間)
事	事	務	係 長	371	45.1	205 040	/1 GO2	242 555	
	尹	伤	大学卒	218	45.1 44.0	385,248 401,756	41,693 38,416	343,555 363,340	- 係の長及び
務			短大卒	81	44.0	363,211	53,567	309,644	係長級専門職
427			高校卒	71	47.7	359,408	38,445	320,963	
			中学卒	X	X	X	30,110 X	320,303 X	
•	技	術	係 長	209	45.6	205 446	10 066	337,380	
	1X	ניוע	大学卒	108	45.6	385,446 382,226	48,066 45,733	336,493	
技			短大卒	30	44.6	369,013	46,467	322,546	
			高校卒	70	47.6	398,397	53,100	345,297	
術			中学卒	X	Х	X	X	X	J
ΝIJ	事	務	主任	294	41.4	336,656	38,189	298,467	↑ 係長等のいる事業
BB	,	1/4	大学卒	189	38.1	348,656	38,926	309,730	→ 所における主任 係長等のいない事
関			短大卒	47	46.4	296,676	30,772	265,904	業所における主任
			高校卒	55	47.6	332,106	41,111	290,995	のうち, 課長代理以 上に直属し, 部下を
係			中学卒	3	42.2	325,829	60,878	264,951	有する者 係長等のいない事
	技	術	主 任	188	39.0	352,264	54,817	297,447	業所において,職 能資格等が上記主
職			大学卒	137	37.7	366,051	61,561	304,490	任と同等と認められ
1.24			短大卒	17	43.0	286,499	28,523	257,976	る主任 中間職(係長 一
1:E			高校卒	32	41.7	330,334	41,861	288,473	係員間)
種			中学卒	2	56.2	328,148	24,735	303,413	J
	事	務	係 員	1,023	36.6	283,035	29,420	253,615	
			大学卒	592	33.9	294,334	32,643	261,691	
			短大卒	181	42.6	270,829	23,180	247,649	
			高校卒	246	38.9	264,192	26,365	237,827	
			中学卒	4	45.2	203,714	1,202	202,512	
	技	術	係 員	487	34.5	292,987	37,897	255,090	
			大学卒	297	33.2	297,811	41,200	256,611	
			短大卒	77	36.3	273,817	35,199	238,618	
			高校卒	111	36.6	295,382	31,540	263,842	
			中学卒	2	31.5	214,526	0	214,526	

4 企業規模100人未満

	調 査 平 均							
	職種名	印印	且.		決まって支	うち	(A-B)	備考
		実 人	員	年 齢	給する給与 (A)	時間外手当 (B)	, ,	
			人	歳	円	円	円	
	支 店 長			_		_		構成員50人以上の 支店(社)の長
	大学卒		_	_		_		(取締役兼任者を除く。)
	短大卒 高校卒				<u> </u>		_	
	中学卒		_		_		_	
	 工 場 長		_		_		_	構成員50人以上の
	大学卒		_		_			工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	短大卒		_					(以神仪兼仕名を除く。)
	高校卒		—	_	_	_	_	
事	中学卒		_			_		
尹	事務部長		8	56.6	513,062	23,635	489,427	0 = 10 1 734
76	大学卒		5	57.1	508,785	4,594	504,191	▶2課以上又は 構成員20人以上
務	短大卒		_				450.000	の部の長 職能資格等が上記
	高校卒 中学卒		3	55.6 —	521,808	62,569	459,239	部の長と同等と認め
•								られる部の長及び 部長級専門職
	技術部長		11	50.2	507,716	4,144	503,572	(取締役兼任者を除く。)
技	大学卒 短大卒		7 X	50.1 X	529,290 X	3,432 X	525,858 X	
	高校卒		3	51.3	474,630	0	474,630	
術	中学卒		_			_		J
MIJ	事務部次長		5	52.4	489,048	3,247	485,801	$\overline{)}$
関	大学卒		_		_			▶ 上記部長に事故 等のあるときの
送	短大卒		3	55.0	440,191	6,667	433,524	職務代行者
	高校卒		2	50.0	535,431	0	535,431	職能資格等が 上記部の次長と
係	中学卒			_	_	_		同等と認められる 部の次長及び
	技術部次長		8	52.0	504,881	9,825	495,056	部次長級専門職
職	大学卒		5	49.9	524,951	9,740	515,211	中間職(部長一課長間)
	短大卒 高校卒		X 2	X 56.0	X 448,225	X 15,000	X 433,225	
種	中学卒			30.0	440,220	15,000	455,225	J
	事務課長		c	50.2	991 744	99 700	207.055	<u> </u>
	事 伤 珠 女 大学卒		6 2	50.2 47.2	331,744 378,490	23,789 25,721	307,955 352,769	2係以上又は
	短大卒		_				—	構成員10人以上 の課の長
	高校卒		4	51.5	312,661	23,000	289,661	職能資格等が上記 課の長と同等と認め
	中学卒			_	_	_	_	られる課の長及び
	技術課長		22	48.0	422,244	2,414	419,830	課長級専門職
	大学卒		16	48.1	427,256	1,748	425,508	
	短大卒		X	X	X	X	X	
	高校卒		3	49.9	377,881	2,768	375,113	J
	中学卒		2	44.5	473,281	0	473,281	

				調 査 平 均 令和2年4月分平均支給額							領					
	職	種	名	可		宜	+	玛		まって支	うち		(/	A-B)	備	考
				実	人	員	年	齢	紹う	ナる給与 (A)	時	間外手当 (B)		,		·
		'~ ⇒m	□ /\ - - -			人		歳		円		円		円	> 公 司事	用目に事状体
	事才	务課	長代理 大学卒			18		47.5		407,089		19,471		387,618		限長に事故等 ときの職務代
			短大卒			16 X	4	47.3 X	4	414,628 X		20,787 X		393,841 X	行者課長に	直属し部下
			高校卒			X		X		X		X		X		:等の役職者
			中学卒			_		_		_		_		_	課長に	直属し部下
	技名	お課	長代理			6		47.5		399,913		0		399,913	職能資	上を有する者 格等が上記
	127	11 H/K	大学卒			5		45.8		398,815		0		398,815	認めら	:理と同等と れる課長代理
			短大卒			_				´—		_		, —	及び課 門職	長代理級専
			高校卒			Χ		X		X		X		X	中間職係長間	(課長—)
#			中学卒			_		_								
事	事	務	係 長			49		45.9	;	339,751		21,691		318,060	H = 1	= ₩ ~ ₩
			大学卒			26	4	43.1	:	356,534		15,383		341,151		長及び 吸専門職
務			短大卒			10		46.7		314,209		26,451		287,758		21 317
			高校卒			13		50.7	;	327,643		29,861		297,782		
			中学卒			_										
	技	術	係 長			27		46.0	;	338,498		44,170		294,328		
技			大学卒			12		44.8		353,198		37,536		315,662		
12			短大卒			5		45.6		308,849		40,521		268,328		
C look			高校卒 中学卒			10	4	47.6		332,764		54,472		278,292		
術	-4-	₹ <i>k</i> r				0.5				005.100		22 112		204.250	へ 校 巨 学	のいる事業
	事	務	主 任 大学卒			35 15		41.1 37.4		305,122		20,443		284,679	▶ 所にお	3ける主任
関			短大卒			12		37. 4 46.5		313,149 302,474		18,689 24,576		294,460 277,898		Fのいない事 こおける主任
			高校卒			8		39.3		293,911		16,885		277,026		課長代理以 [属し, 部下を
係			中学卒			_		_				_			有する	者
	技	術	主 任			47		44.3		397,344		59,594		337,750	業所に	のいない事 おいて, 職
職	17	h1.1	大学卒			30		45.0		418,079		63,893		354,186		S等が上記主 等と認められ
刊以			短大卒			7		40.5		309,573		49,827		259,746	る主任	
			高校卒			10	4	44.7	;	397,570		53,744		343,826	係員間	
種			中学卒			_									ノ	
	事	務	係 員		2	220		35.7	2	249,330		17,969		231,361		
			大学卒			93		33.7		260,474		18,645		241,829		
			短大卒			52		39.0		247,496		15,173		232,323		
			高校卒			74	:	35.9	2	236,429		19,039		217,390		
			中学卒			X		X		X		X		X		
	技	術	係 員]	119		35.4		279,381		31,375		248,006		
			大学卒			64		34.5		302,232		40,907		261,325		
			短大卒			24		39.1		242,740		9,611		233,129		
			高校卒			30 V		35.5	2	252,136		25,311		226,825		
			中学卒			X		X		X		X		X		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

	未必误印	調査	平 均		4月分平均	支給額	
	職種名		, .	決まって支 給する給与	うち 時間外手当	(A-B)	備考
		実人員	年 齢	(A)	(B)		
++-		人	歳	円	円	円	C
技能・	電話交換手	_	_	_	_	_	見習, 外国語の電 話交換手を除く。
労務	自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X	X	業務委託契約等 に基づき,他の事
関係職	守衛	_	_	_	_	_	業所において 業務に従事して いる者を除く。
種	用 務 員	2	52.5	328,480	0	328,480	
	大学学長・副学長・学部長	6	60.2	719,280	0	719,280	
教	大 学 教 授	54	57.0	617,492	0	617,492	
教育	大学准教授	51	49.6	526,941	0	526,941	
関	大 学 講 師	38	46.0	457,048	0	457,048	
係	大 学 助 教	13	41.7	401,226	0	401,226	
職種	高等学校校長	3	62.1	770,067	0	770,067	
7里	高等学校教頭	4	57.4	548,199	0	548,199	
	同等于仅款项	1	01.T	040,133	O	040,133	
	高等学校教諭	78	41.0	421,530	4,266	417,264	
研	研究所長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の 所の長 (取締役兼任者を除く。)
究	研究部(課)長	25	49.4	659,069	0	659,069	
関	研究室(係)長	_	_	_	_		構成員3人以上の 室(係)の長
係職	主任研究員	63	44.5	537,575	5,152	532,423	下記研究員より上位の者(研究所長の職
種	研 究 員	79	31.7	318,756	13,051	305,705	名を有する者, 上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究補助員	_	_	_	_	_	<u>°</u> ′

⁽注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す。

その3 再雇用者 企業規模計

		調査	平 均	令和2年	4月分平均	支給額	
	職種名	実人員	年 齢	決まって支 給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
事	支店長・工場長	X	X	X	X	X	
務	事務・技術部長	55	61.9	641,559	1,186	640,373	
· 技	事務·技術部次長	21	63.7	508,139	1,305	506,834	
術	事務・技術課長	35	62.5	427,500	5,215	422,285	→ その1の 1企業規模計
関	事務·技術課長代理	11	61.5	387,176	13,125	374,051	の備考欄参照
係	事務・技術係長	58	62.7	332,872	24,605	308,267	
職種	事務・技術主任	24	65.7	316,553	38,622	277,931	
	事務・技術係員	484	62.3	274,038	11,669	262,369	

⁽注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す。

第18表 職種に対応する級(行政職給料表)

			(月例給調査関係)
一 行政職給料表		対応職種	
職務の級	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	企業規模 100人未満
	支 店 長 工 場 長		
7 級	事 務 部 長 技 術 部 長		
	事 務 部 次 長 技 術 部 次 長		
6 級		支 店 長 工 場 長	
	事 務 課 長 技 術 課 長	事 務 部 長 技 術 部 長	
5 級		事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	支 店 長 工 場 長
4 級	事務課長代理技術課長代理	事 務 課 長 技 術 課 長	事 務 部 長 長 技 術 部 次 長 技 術 部 次 長
3 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理 事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 長 表 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 長 表 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理
2 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長
1 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員

⁽注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第19表 民間における特別給の支給状況

(特別給等調査関係)

項目	区分	事務・技術等従業員	技能·労務等従業員
		円	円
■ 平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	357,873	261,112
十均加足的相子方領	上 半 期 (A2)	357,290	259,891
		円	円
特別給の支給額	下 半 期 (B1)	796,374	490,343
村 別 和 切 又 和 領	上 半 期 (B2)	792,769	484,755
		月分	月分
	下半期 (B1) (A1)	2.23	1.88
特別給の支給割合	上 半 期 (B2) (A2)	2.22	1.87
	年間計	4.45月分	3.75月分

⁽注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(特別給等調査関係)

		項	Į	部長	を 級	課長	: 級	係	員
企業	規模			一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
				%	%	%	%	%	%
	規模	計		46.6	53.4	48.4	51.6	55.8	44.2
500	人	以	十	42.1	57.9	44.8	55.2	58.8	41.3
100 500	人人	以未	上満	51.3	48.7	52.6	47.4	55.6	44.5
100	人	未	満	48.9	51.1	48.5	51.6	46.7	53.3

⁽注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第21表 民間における家族手当の支給状況

(特別給等調査関係)

	支 給	の有無	事業所割合
家	族 手 当	制度がある	80.4%
	配偶者に家	族手当を支給する	(87.9%)
家	族 手 当	制度がない	19.6%
		配偶者	10,244円
扶構支	養 家 族 の 成 別 給 月 額	配偶者と子1人	16,199円
		配偶者と子2人	21,866円

- (注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 - 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
- (備考) 本県職員の扶養手当の現行支給月額は、子について1人につき10,000円、子以外について1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については1人につき5,000円が加算される。

第22表 民間における定年制の状況

(特別給等調査関係)

定年制あり	定 年	年 齢	定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
99.5	85.9	13.5	0.6

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 - 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況

(特別給等調査関係)

		[]	AA I Sheet I la		AA In Nation 2. 1
区	分		給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
			%	%	%
課	長	級	46.1	31.5	53.9
非	管 理	職	48.3	30.9	51.7

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第24表において同じ。)。
 - 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(特別給等調査関係)

課長級	非 管 理 職
%	%
78.2	75.1

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて 受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費及び労働経済関係資料

令和2年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費…… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…… 被服及び履物

雜 費 I · · · · · · 保健医療, 交通 · 通信, 教育, 教養娯楽

雑 費 Ⅱ・・・・・・ その他の消費支出(諸雑費,こづかい,交際費,仕送り金)

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定方法

 $2人\sim 5$ 人世帯については、家計調査における令和2年4月の費目別平均支出金額(日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費者動向の変動分を加味して、令和2年4月の費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別, 世帯人員別生計費換算乗数

平成31年1月~令和元年12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位:円)

費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	25, 425	40, 701	52, 879	65, 056	77, 234
住 居 関 係 費	48, 533	52, 328	47, 069	41,810	36, 551
被服 • 履物費	1,018	3, 269	3, 712	4, 155	4, 598
雑 費 I	24, 264	31, 241	42, 252	53, 252	64, 262
雑 費 Ⅱ	5, 451	15, 785	18, 388	20, 996	23, 603
合 計	104, 691	143, 324	164, 300	185, 269	206, 248

第26表 労働経済指標

₩204X			, H 1771							_			
項目					全国 (全国部	国本)		貨金	賃金・労働時間 広島県(地方調査)				
$ \cdot $	(Ī)		2		上四 (土四卯	(3)		4)	(5)	広島県 (地方調査) ⑥ ⑦			
	_	支給する給与	_	定内糸	合 与	_	外給与	総実労働			支給する給与		内 給 与
	(調査	産業計)	(調査	産業計)	一般労働者	(調査	産業計)	(調査産業計)		(調査	産業計)	(調査	産業計)
	(千円)	前年度比・ 前年同月比		前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	(千円)	前年度比・ 前年同月比	(時間)	(時間)	(千円)	前年度比・ 前年同月比	(千円)	前年度比・ 前年同月比
年度・年月		(%)		(%)	(%)		(%)				(%)		(%)
平成 30年度	296. 0	0.6	270.7	0.6	0.6	25. 3	0.6	146. 8	12. 5	288. 6	△ 0.2	260.0	0.1
令和 元年度	296. 2	0.1	271. 2	0.3	0.6	25. 0	△ 1.3	144. 2	12. 3	289. 2	0. 2	261.8	0.7
平成31年 4月	299. 5	0.3	273. 4	0.3	0.8	26. 1	0. 1	148. 7	13. 1	293. 9	0.9	265. 2	1.7
令和元年 5月	294. 8	0.1	269. 4	△ 0.1	0. 2	25. 3	3.0	141. 4	12. 4	288. 8	1.0	262. 0	1.6
6月	297. 6	0.3	272. 4	0.3	0. 7	25. 2	0.8	147. 4	12. 3	291. 5	0. 5	264. 5	1.2
7月	296. 4	0.0	271.6	0. 1	0.4	24. 8	△ 0.7	150. 1	12. 3	290. 9	1.3	264. 2	1.8
8月	295. 9	0.1	271.3	0. 2	0.7	24. 7	△ 0.2	141. 6	11. 6	288. 6	0.7	262. 3	1. 5
9月	296. 0	0.1	271.8	0. 2	0.7	24. 2	△ 0.5	142. 5	12. 2	288. 2	0.2	261.6	0. 5
10月	298. 4	0.1	273. 0	0. 2	0.7	25. 4	△ 1.2	146. 5	12. 6	293. 7	0.4	266. 1	1.3
11月	297. 7	△ 0.4	271.9	△ 0.1	0. 5	25. 8	△ 2.6	147. 5	12. 6	290. 3	△ 0.4	263. 1	0.9
12月	297. 1	△ 0.2	271.8	0. 2	0. 7	25. 3	△ 3.1	145. 0	12. 3	291.6	0.2	264. 2	1. 3
令和2年 1月	293. 1	0.4	269. 1	0.7	0.6	24. 0	△ 3.1	137. 7	11.8	284. 7	△ 0.2	257. 1	△ 0.5
2月	293. 7	0.3	269. 2	0.6	0.3	24. 5	△ 2.9	139. 8	12. 1	281.8	△ 1.1	253. 7	△ 1.4
3月	294. 3	△ 0.4	269. 9	0. 1	0. 2	24. 4	△ 4.9	142. 1	11.9	286. 5	△ 0.9	257. 7	△ 1.3
4月	295. 8	△ 1.2	273. 0	△ 0.1	△ 0.2	22.8	△ 13.0	143. 9	10. 6	286. 1	△ 2.6	261.5	△ 1.3
5月	287. 3	△ 2.6	268. 7	△ 0.3	△ 0.2	18. 6	△ 26.5	126. 9	8. 6	275. 1	△ 4.8	256. 5	△ 2.1
6月	291. 0	△ 2.2	272. 3		△ 0.3		△ 25.8		9.3	279. 0		259. 5	△ 1.8

資料出所 : ①~⑩,⑬厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」,⑪総務省「家計調査報告」,⑫総務省「消費者物価指数月報」,⑭総務省「労働力調査報告」,⑮厚生労働省「職業安定業務月報」

⁽注) 1 ①, ②, ③, ⑥, ⑦, ⑫及び⑬については平成27年平均=100とした指数を基礎としている。

² ⑧の増減率は実数比較による。

³ ①~⑩, ⑬は事業所規模30人以上の数値である。

					生計	十費		物	価		雇用	
⑧	外 給 与		⑩ 所 定 外 労 働 時 間 数		① 消 費(二人以」		i	② 消費者	皆物価指数	③ 常用雇用 指数	(4) 完全失業率	(I) 有効求人 倍率
(調査	産業計) 前年度比・ 前年同月比 (%)		(調査産業計)		全国 前年度比・ 前年同月比 (%)		島市 前年度比・ 前年同月比 (%)	全国 前年度比・ 前年同月比 (%)	広島市 前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比·	(季節調整値) (%)	(季節調整値)
28. 6		153. 0	14. 2	289. 0		294. 3			0. 4		2. 4	1. 62
27. 4	△ 4.1	150. 9	13. 8	291. 2	0.8	297. 4	1. 1	0. 5	0.3	1.3	2. 3	1. 55
28. 6	△ 5.6	156. 6	14. 7	301. 1	2. 3	305. 7	△ 4.3	0.9	0.3	1. 1	2. 4	1. 63
26. 8	△ 5.2	147. 5	13. 8	300. 9	7. 0	344. 0	35. 9	0.7	0. 2	0.8	2. 4	1. 62
27. 1	△ 5.4	155. 4	14. 1	276. 9	3. 5	304. 2	18. 9	0.7	0.0	1.0	2. 3	1. 61
26. 7	△ 3.3	157. 2	14. 1	288. 0	1.6	278. 6	△ 7.0	0. 5	0. 1	1. 2	2. 3	1. 59
26. 2	△ 6.2	146. 9	12. 7	296. 3	1.3	332. 9	22. 3	0.3	△ 0.2	1. 2	2. 3	1. 59
26. 6	△ 2.9	149.8	14. 0	300.6	10.8	340. 3	29. 3	0. 2	△ 0.3	1.5	2. 4	1. 58
27. 6	△ 7.4	155. 0	14. 5	279. 7	△ 3.7	270. 7	△ 6.8	0. 2	0. 1	1.5	2. 4	1. 58
27. 2	△ 11.1	154. 6	14. 1	278.8	△ 0.8	251.6	△ 8.0	0. 5	0. 5	1.5	2. 2	1. 57
27. 4	△ 8.4	152. 7	14. 0	321. 4	△ 2.4	304. 1	△ 8.8	0.8	0.8	1.5	2. 2	1. 57
27. 6	3. 0	142. 2	13. 2	287. 2	△ 3.1	289. 9	△ 10.8	0.7	0.7	1.2	2. 4	1. 49
28. 1	1. 4	144. 4	13. 2	271. 7	0.2	260. 1	△ 17.2	0.4	0.9	1.1	2. 4	1. 45
28. 8	3. 9	148. 5	13. 0	292. 2	△ 5.5	287. 3	△ 13.5	0.4	0.8	1. 1	2. 5	1. 39
24. 6	△ 14.3	149. 1	10. 9	267. 9	△ 11.0	265. 1	△ 13.3	0. 1	0. 2	0.9	2. 6	1. 32
18. 6	△ 30.6	127. 9	8. 4	252. 0	△ 16.2	264. 9	△ 23.0	0. 1	0.4	0.2	2. 9	1. 20
19. 5	△ 28.1	146. 9	9. 5	273. 7	△ 1.1	306. 4	0.7	0. 1	0.6	0.2	2.8	1. 11